

## スピノフのための会社新設分割 — 会社法、労働承継法等に基づく各種手続について —

西島 太一

### 一 スピノフと新設分割

平成29(2017)年度税制改正では新設分割型分割や完全子会社株式の現物配当等に係るスピノフ税制が整備され<sup>(1)</sup>、更に平成30年度税制改正でもスピノフに係る適格要件が緩和される等<sup>(2)</sup>、足元では特に税制面でスピノフ活用を後押しする改正が相次いでいる。

スピノフ (*spin-off*) とは、特定事業を切り出して企業グループから分離することであり<sup>(3)</sup>、①事

業の「選択と集中」や「コア・コンピタンス」(*core competence*)による「コングロマリット・ディスカウント」(*conglomerate discount*)<sup>(4)</sup>の克服、②新事業進出時のリスク軽減、③事業承継の円滑化など、企業が直面する今日的課題の解決のため重要性が増している組織再編手法といえる<sup>(5)(6)</sup>。

ただ、例えば(株)豊田自動織機からのトヨタ自動車(株)の独立(1937年：独立時の商号はトヨタ自動車工業(株))など戦前の事例にも見る如く<sup>(7)</sup>、今日的な言葉でいうところの「スピノフ」は昔から多く行われ

- (1) 同税制改正については『平成29年度税制改正大綱』(2016年12月8日与党公表)の他、例えば財務省『平成29年度 税制改正の解説』(www.mof.go.jp/explanation)、村田貴広他「スピノフの法務・税務・会計」旬刊経理情報1491号10頁以下、経産省『平成29年度 経済産業関係 税制改正について』中の「コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備」の部分(www.meti.go.jp/zeisei\_fy2017)など参照。
- (2) 同税制改正については『平成30年度税制改正大綱』(2017年12月14日与党公表)の他、例えば金本悠希「スピノフ税制の適格要件の緩和等 平成30年度税制改正大綱解説② 組織再編税制編」(2017年12月26日)大和総研グループHP (https://www.dir.co.jp/report/law-research/tax)、税理士法人山田&パートナーズ『速報 平成30年度税制改正解説』「法人課税 スピノフ円滑化のための組織再編税制における適格要件の緩和」(2017年12月14日) (https://www.yamada-partners.gr.jp)など参照。
- (3) 宮島司編著『現代会社法用語辞典』(税務経理協会、2008年)128頁など参照。尚、スピノフの一場面であるが、スピノフした事業(会社)と分離元との関係が切れるような場合を“*spin-out*”と称する例もある。
- (4) コングロマリット・ディスカウントとは、会社内に業績のよい事業と悪い事業を抱えている結果、各事業の潜在的価値が十分に市場で評価されず、企業全体の価値が各事業の価値の総和よりも低位に評価される状況を指す。
- (5) 近年のスピノフ事例の紹介としては、平成20年度経済産業省委託調査『ベストプラクティス事例集』(www.meti.go.jp/pdf/best\_practice)など参照。尚、上記のようなスピノフ税制の一層の進展により、所謂「アクティビスト」(「物言う株主」)たる機関投資家が株式を大量取得した上場会社A社に対して「その事業部門aをスピノフ上場せよ」と求めるケースも増加するかもしれない。(この点では、かつてサード・ポイントがソニーに対してエンターテイメント部門の分離上場を求めた事例などを想起されたい。)また、近年の会社分割の利用例として有名なケースについては中村直人他『会社分割の進め方』(日経文庫、2008)203頁以下なども参照。
- (6) 尚、旧商法における会社分割制度導入に至る経緯や債権者保護制度などについて詳述される土屋裕子「会社分割——効率的観点からの考察——」学習院大学大学院法学研究科法学論集9・10巻1頁によると、旧商法上の会社分割制度の施行開始(平成13年4月)からの1年間(平成14年3月末)に会社分割公告を官報に掲載した分割会社はニプロ(株)がスーパーマーケット事業を新設分割の手法により(株)ニッショー(その後、阪急百貨店(現エイチ・ツー・オーリテイリング)傘下に入る等の経緯を経て現(株)阪急オアシスに吸収)に承継させたケースなど538社に上った(同12頁)という。
- (7) その他、①戦前の事例として富士電機(株)からの富士通(株)の分離(1935年：独立時の商号は富士通信機製造(株))や②バブル崩壊後の事例として日本電信電話(株)からの(株)NTTドコモの分離(1991年：独立時の商号はエヌ・ティ・ティ・移動

てきたのであり、そういった実務上の必要性に「後追い」する形で法制度が進化してきたのが実相とも評価できる<sup>(8)</sup>。即ち、スピノフに関する会社法上のデバイスとしては、従前から(a)事業譲渡(旧称は「営業譲渡」)、(b)現物出資による子会社設立、(c)財産引受、(d)事後設立などが用いられてきた他(「事実上の会社分割」<sup>(9)</sup>)、(e)2000年商法改正で導入された旧商法上の会社分割制度、更に(f)新会社法上の会社分割制度といった具合に選択肢が拡充されてきたし、(e)(f)の会社分割制度の普及に伴って後述の労働承継法や上記税制改正といった他法令での規制も整備されてきた訳である。また、そのように実務上の必要性から整備された最新のスキームが会社分割制度であり<sup>(10)</sup>、後述の如きメリットもあることから、

今日のスピノフでは同制度の利用を前提とすることが多い<sup>(11)</sup>。

ここで会社分割とは、会社法上、「一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させる」組織法上の行為<sup>(12)</sup>と定義され(2条30号)、その中には、(a)既存会社が分割承継会社として分離される権利義務(スピノフの対象)を承継する「吸収分割」と、(b)新規に設立される分割設立会社が承継する「新設分割」の両制度が設置される<sup>(13)</sup>。ただ、スピノフの基本形となるのは、やはり「①a、β等の諸事業を営む分離元X社が、②スピノフ対象事業たるβ事業を承継させる形で、③分離先Y社を新規設立し、④X社はY社の完全親会社になる」という新

---

通信企画(株)、現社名は2000年から)といったケースが有名である。この点、例えば岡村公司「コラム スピノフによる事業創出」(2006年3月10日)大和総研グループHP (<https://www.dir.co.jp/library/column>) など参照。本文に挙げた事例以外にも、1934年の(株)ダイセル(当時は大日本セルロイド(株)からの富士写真フイルム(株)(現・富士フイルムHD(株))の分割など、昔からスピノフ事例は枚挙に遑がない。

- (8) 戦後の我が国商法での会社分割制度については、夙に昭和31年の大野實雄博士の論文が論じておられた他、昭和50年の法務省民事局参事官室による会社法改正に係る論点の各界向け照会を機縁として要望されていたものの、①会社分割と対を成す合併法制の不備や②現実の立法化の必要性の少なさ(「事実上の会社分割」を利用できたこと)などもあって、国際的競争の激化とそれに見合った迅速な企業再編の必要性が喫緊の課題となった近年まで創設が遅れることになった。土屋・前掲(注6)5頁以下参照。
- (9) 従前の子会社設立やその後の増資、営業譲渡、事後設立等の組み合わせを利用したスピノフのスキームについては龍田節『会社法大要』(有斐閣、2007年)476頁、土屋・前掲(注6)7頁以下など参照。
- (10) 会社分割制度創設の商法改正(2000年)は、1997年の合併制度整備、99年の株式交換・株式移転制度創設に続く「企業再編法制の最後の仕上げ」をなす改正であり、所謂「持株会社解禁」のための独禁法改正(2000年)と共に自由で効率的な企業グループ体制の構築を可能にするものであった。中村他・前掲(注5)14頁。また2000年改正に至る企業再編法制の整備については、あさひ法律事務所他編『会社分割のすべて：平成13年企業組織再編税制に対応』(中央経済社、2001)6頁以下なども参照。
- (11) 会社法分野での説明では、会社分割の利用場面として、①企業グループ再編(「柔軟な組織再編による国際的競争力確保」も含む)、②「抜け殻方式」による持株会社創設、③新規事業への参入(有限責任の利用)、④業務提携(異なる企業間で同一事業部門のためのジョイントベンチャーを設立する)、⑤不採算事業の分離(業績不振部門を別会社に移して収益率向上を図る)、⑥民事再生手続での再生事業のスポンサー企業への承継、⑦事業承継などが想定されている。旧商法の改正による会社分割制度の導入にあたっては①の中の「国際競争力」の観点が強く意識されていたことから、本来は大企業グループの整理統合、大企業間の合併などが一番の想定対象だったようにも思われるが、近時は中小企業の事業承継等の場面での活用も強く望まれている。土屋・前掲(注6)4頁、徳住堅治『企業組織再編と労働契約(宮里=徳住編 問題解決労働法9)』(旬報社、2009)89頁、あさひ法律事務所他編・前掲(注10)10頁以下など参照。
- (12) 大まかにいうと「1つの会社を法律上独立した2つ以上の会社に分けること」である。龍田・前掲(注9)473頁。また中村他・前掲(注5)17頁、宮島・前掲(注3)19頁、中津幸信『企業組織再編の法務・会計・税務：図解と実例でわかる手法選択ポイントと実務』(中央経済社、2002)23頁、垂井英夫『実践会社分割：法務&税務』(税務経理協会、2002年)4頁、みずほ総合研究所他『グループ内組織再編：機能整備から実務まで』(東洋経済新報社、2012年)176頁など。但し、「切り出し」による企業再編手法と見る限り、会社分割はスピノフと重なってくることも多い。この点、鳥飼総合法律事務所他編著『実践企業組織改革1 合併・分割：法務・税務・会計のすべて[改訂版]』(税務経理協会、2002年)27頁など参照。
- (13) 尚、そのように分離先となる会社の名称は「分割承継会社」「分割設立会社」と別途となるが、どちらの場面でも、分割元は「分割会社」と呼ばれる。

設分割の手法であろう<sup>(14)</sup>（その後の流れとしては、X社がY社株を⑤継続保有する他、⑥X社の株主に現物配当したり、⑦他社に売却したりといったバリエーションがありうる）。従って、本稿では主に「分割株式会社が単独で設立株式会社を設立する」という最も基本的なスキームを念頭に、会社分割に係る会社法その他関連法令における法規制を紹介の上、特にその手続上の問題点・留意点について確認していきたい<sup>(15)</sup>。（尚、税務・会計上の論点についても実務上非常に重要だが、会社分割制度導入時から実務家向けの解説の類が充実しているのでそちらを参考にされたい<sup>(16)</sup>。）

## 二 新設分割のメリットとデメリット

### 1. メリット

新設分割には以下のようなメリットがあることから、特定の事業の独立経営のための分社化や事業承継等のためのスピノフの手段として多く利用されることになる<sup>(17)</sup>。（尚、同じ会社分割であっても「簡易分割を用いるか否か?」も選択肢の一つになりうるが、本稿では詳述しない<sup>(18)</sup>。）

- (14) 一方、吸収分割によるスピノフの基本形は「分割元X社が他社Y社を買取の上、Y社を受け皿としてスピノフ対象事業βを継承させる」（あるいは「他社Z社とβ事業で提携するため、Z社の子会社たるY社にβ事業を承継させる」といった場面であり、他社買取や企業間の提携が前提となる点で、従来はどちらかという大企業（就中上場企業）による業界再編などに親和性のある手法であったように見受けられる。（例えば中村他・前掲（注5）30頁は新設分割は「いわば個別企業あるいは企業グループ内での個人プレー」、吸収分割は「第三者との事業の譲渡あるいはアライアンス向け」なので「経済的にはまったく利用する場面が違」うとされている。）但し、冒頭の平成30年度税制改正が分割元X社自身による受け皿会社の設立を先行させる場合も適格組織再編に含めたことから、今後は許認可事業を営む中小企業のような場合、受け皿方式のスキーム（吸収分割）の利用が増加すると予想される。許認可事業につき新設分割では当該許認可を承継できない場面も多い点については後述する。
- (15) 尚、会社分割につき税法（また会社計算規則）上は「分社型分割」「分割型分割」という言葉の使い分けも図られる。ここで(a)「分社型分割」とは設立会社（また分割承継会社）が承継資産の対価として分割会社に株式を交付する場面、(b)「分割型分割」とは設立会社等の株式が分割の効力発生日に直接、分割会社の株主に交付される場面を指し、旧商法下で採用されていたが会社法上は廃止された概念である「物的分割」「人的分割」に対応した区分ともいえる。ただ、(b)の場合、税法上は現物配当に係るみなし配当課税なども問題となるので概念の区別に意味はあるが、会社法上のお話に限るならば、(b)は「分社型分割により一旦設立会社から分割会社へと交付されていた設立会社株式が、分割の効力発後に分割会社の株主へと現物配当された」と考えれば足りるし、本稿では税法上の問題に立ち入るつもりはないので、以下では「分割型分割」については特に言及しない。経済的に見た場合には「新設分割か吸収分割か」「分社型か分割型か」の両視点をういた4つの分類も重要である点や法人税法上の取扱等については中村等・前掲（注5）19頁など、また「一部分割」「共同新設分割」「三角合併タイプ」「非按分型」といった特殊な利用法については同32頁以下、鳥飼総合法律事務所他編著・前掲（注12）28頁以下など参照。会社法上の人的分割・物的分割という区分の廃止について青山修『[新版] 商業登記申請メモ』（新日本法規、2007年）285頁なども参照。
- (16) あさひ法律事務所他編・前掲（注10）172頁以下、中津・前掲（注12）117頁以下、鳥飼総合法律事務所他編著・前掲（注12）57頁以下、垂井・前掲（注12）109頁以下、241頁以下、みずほ総合研究所他・前掲（注12）76頁以下、中村他・前掲（注5）164頁以下など参照。
- (17) 中村・前掲（注5）22頁によると、新設分割には(a)「持株会社化」や(b)「分社化」の場面があり、更に(b)の手法には①事業を独立経営させるためや②事業を他社に譲渡するための前段階としての「切り出し」を行う場面がある（そして①には「意思決定の迅速性向上や独立採算によるモラルの向上、リスク構造の異なる事業を別会社化することでの事業価値の向上、ストック・オプションなど異なる給与体系の採用によるインセンティブの向上」などの効用がある）という。その他、会社分割の経済的効用については龍田・前掲（注9）473頁など参照。
- (18) 簡易分割とは、承継される資産の帳簿価額が分割会社の総資産額の5分の1以下に留まる等、分割会社等の株主に及ぶ影響が軽微な場合に、分割会社の株主総会の承認決議を省略して行う会社分割を指す（784条2項、805条）。宮島編著・前掲（注3）51頁、龍田・前掲（注9）480頁、鳥飼重和他『[新版] 非公開会社のための新会社法』（商事法務、2006年）443頁以下、中村他・前掲（注5）140頁以下など参照。但し、そのように総会決議を省略できるといったメリットはあるものの、一定数の株式を有する株主が反対したならば総会の承認が必要とされる等（796条3項）、分割会社にとって予測可能性を害する場面も生じうる点には留意すべきである。尚、徳住・前掲（注11）97頁は「細切れの会社分割を繰り返す」ことで同手続を悪用する事案も少なくないと指摘されている（個人的にはコスト面でも心情面でもそこまでする会社が多いとは思えないが）。

### 【新設分割のメリット】

#### (1) 明確性・包括性など

事前・事後開示などの手続が明文で規定されている<sup>(19)</sup>。そして、例えば債権者保護手続が法定されていることにより、債務の移転に際しては(事業譲渡の場合とは異なって個別債権者の積極的な同意は不要であり、)原則として債権者異議申述に係る公告等を行っておけばよい、といったメリットも生じる。(但し、本当にそういった若干擬制的な処理で足りるのかについては後述する。)

#### (2) 法的安定性

①旧商法上は会社分割を「会社の『営業』の全部または一部を他の会社に承継させる」制度としていた結果(旧商法374条ノ10、374条ノ26)、「有機的一体性を備えた営業」の承継と評価されない場合は会社分割としては無効とされたが、現行会社法上はそのような制限はなくなった<sup>(20)</sup>。また、②事業譲渡(会社法467条以下)のように「重要な財産の譲渡」か否か等により総会決議による承認の要否等が異なってくる<sup>(21)</sup>訳ではない<sup>(22)</sup>。

#### (3) 会社再建・破綻処理にも利用できること

旧商法上の会社分割制度では「債務の履行の見込みがあること」やその理由を記載した書面の備置が義務付けられており(旧商法374条の2第1項3号など)、「債務の履行の見込み」がない分割は許されなかった。しかし、現会社法上(及び同法施行規則)は「債務の履行の見込み」の開示しか要求しておらず、「債務の履行の見込み」がない会社分割も認められると解釈されている<sup>(23)</sup>。そこで、破綻会社や債務超過会社(あるいはその危険性に瀕した会社)が不採算部門をスピニアウトして経営再建を図る、といった利用法もありうる。

#### (4) 節税効果など

##### (a) 消費税など

①事業譲渡の場合は「事業」の取引(売買)として金銭(対価)が動くので消費税の課税対象となるが<sup>(24)</sup>、取引ではなく「会社分割のための財産等の承継」にすぎない会社分割の場合は消費税の賦課対象にはならない。また、②例えば新設分割で分離先へと承継された財産等の対価は金銭ではなく設立会社の株式等の交付で足り、キャッシュを用意する必要がない<sup>(25)</sup>。

- (19) 尚、スピニアウトの立案・実行に際しての実体面・手続面把握の必要性については村田他・前掲(注1)14頁以下参照。
- (20) 2000年に導入された旧商法上の会社分割制度では有機的一体性が要求されたが(この点、あさひ法律事務所他編・前掲(注10)25頁以下参照)、現行会社法上はそのような要件は課されず、「事業に関して有する権利義務の全部又は一部」の承継とされるのみであり、この点を捉えて「会社法は従来の制度を根底から覆した」(龍田・前掲(注9)475頁)との評価もある。従って、現在では承継の対象は必ずしも「有機的一体性を備えた事業」に限定される訳ではないが、①通常は「従前の会社が営んできた事業の内、特定の部門を他社へと承継させて分社化する場面」の一つと認識されるのが一般的だし、②現在でも例えば労働契約承継に係る後述の『承継指針』は主従事労働者等の判断に際しての「承継される事業」の確定につき「一定の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産」を単位とするのを基本としている。この点、例えば中村他・前掲(注5)41頁・48頁、徳住・前掲(注11)90頁、鳥飼他・前掲(注18)頁なども参照。
- (21) 旧商法上の営業譲渡において総会の特別決議が必要とされた判例等については龍田・前掲(注9)475頁参照。事業譲渡については同・516頁以下など参照。
- (22) 勿論、(注18)にも記述した通り、同じ会社分割であっても簡易会社分割の場合は総会決議が不要となる等の例外的取扱は存する。
- (23) 相澤哲他『論点解説 新・会社法千問の道標』(商事法務、2006年)674頁、中村他・前掲(注5)49頁・79頁など参照。但し、この問題については、「現会社法下でも債務の履行の見込みのない分割は不可」とする反対説(例えば江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣、2006年)805頁、徳住・前掲(注11)96頁)もある。旧商法上の説明としては例えば垂井・前掲(注12)69頁、あさひ法律事務所他・前掲(注10)27頁以下、山下眞弘『会社分割法制の創設と営業譲渡』立命館法学271・272号1629頁(1632頁)など参照。尚、旧商法下での説明としても、「(会社全体ではなく)「承継対象営業のB/Sで見たとき、純資産がマイナス(債務超過)である」ときは分割不可とするもの(鳥飼総合法律事務所他編著・前掲(注12)47頁)もあれば、中津・前掲(注12)42頁以下のように「承継する営業部門が債務超過」の場合の他、「分割の結果、分割会社が債務超過になるような」場合も共に「債務の履行の見込みがない」分割だから不可とするものもあり、不可の場面やニュアンスは必ずしも統一的とはいえなかった。
- (24) 少し古くなるが課税関係については、みずほ総合研究所他・前掲(注12)159頁なども参照。
- (25) 巨大企業の統合等の場合、キャッシュでこれを行うと巨額に上るし、小規模であってもベンチャービジネス等のearly stageの会社の場合は借入による資金調達是不可能だったり経営を圧迫する等の難点があるので、キャッシュ不要とい

## (b) 不動産登記に係る登録免許税など

事業譲渡により不動産を移転した場合には不動産取得税（地方税：標準税率は評価額の4%）の賦課対象となり、所有権移転登記に係る登録免許税も通常通り（同2%）納付しなければならないが、会社分割の際の登記名義移転であれば登録免許税も軽減される（租税特別措置法81条1項により同0.8%）。

## (5) 移転する権利義務の限定

合併の場合と異なって権利義務の包括的承継ではなく、分割計画書に記載した一定の権利義務（事業部門）に限定して承継できるので、①分割後の各社が保有すべき権利義務の取捨選択や②偶発債務の発生等のリスクの予防を図ることができる。

## 2. デメリット

上にように新設分割には多くのメリットがあるものの、会社法その他関連法令で要求される手続は多種に上り、それらを複眼的に把握した上で同時進行形で遂行しなくてはならない点で、決して「簡単な手続」とはいえないだろう<sup>(26)</sup>。

即ち、スケジュールの問題だけに限定しても、①会社法プロパーの手続として事前開示や債権者異議申述期間、登記申請と反対株主の株式買取請求期間といった各種イベントの期日・期間設定が錯綜する他、②労働承継法その他の特別法上要求される手続との調整も必要であるし、更に③許認可や上場申請などとの関係で元々調整が困難な場面（法制度自体に整備が望まれる場面）も発生しうる。（これに各手続で要求される実体的要件や書類作成、紛争予防といった見地まで加えると、特に法律のスペシャリス

トでもない一般の経営陣等にとっては「頭の整理ができない」状態に陥ったとしても不思議ではない。）

では、具体的にはどのような手続を履践しなくてはならないのか、次項より言及していく。

## 三 会社法上の手続

会社法プロパーに規定される手続は会社分割関連の法的手続の中で一番の根幹をなすものであり、他法令に基づく手続の前提としても理解が不可欠な事項となる。全体の流れとしては、大枠、①新設分割計画の作成、②分割計画書等の備置（「事前開示」）、③分割計画の承認（株主総会の特別決議）、④債権者保護手続、⑤反対株主の株式買取請求の手続、⑥新設分割の登記、⑦分割に関する書面等の備置（「事後開示」）ということになる<sup>(27)</sup>。

（但し、現行会社法上は上記③～⑤は必ずしも先後関係不問とされる<sup>(28)</sup>。）

## 1. 新設分割計画の作成

## (一) 分割計画書とその法定記載事項

会社法762条1項は前段で「一又は二以上の株式会社又は合同会社は、新設分割をすることができる。」とすると共に後段で「この場合においては、新設分割計画書を作成しなければならない。」と規定しており、「分割計画を練り、それを書面にすること」が新設分割の必須の要件と位置付けられている。そのように分割計画は会社分割の実質的内容を定めるものとして重要であるが、同計画で定めなくてはならない事項としては主に次のものが掲げられる（763条1項<sup>(29)</sup>）。（分割計画書の記載例

うのは一つのメリットとされる。中村他・前掲（注5）42頁

(26) この点、法制度の解説等では「各種手続を並行して行える」ことのメリットが強調されがちであるが、逆に「あれもこれも並行して実施しなくてはならない」ことが会社にとってハードルになることもありうる。因みに筆者の昔（2000年の会社分割制度導入時）の個人的経験としては、現役司法書士から「顧客から分社化につき依頼を受けても手続が煩瑣なので会社分割制度は利用せず、現物出資による子会社設立等の手段を提案する」といった趣旨の話を聞かされた記憶があるが、事ほど斯様に、手続が複雑になると士業者にとってさえも負担になりうるようである。

(27) 吉岡誠一『Q&A 新商業登記の実務 株式会社編（下）』（日本加除出版、2007年）321頁、青山・前掲（注15）287頁、鳥飼他・前掲（注18）474頁など。

(28) 中村他・前掲（注5）53頁、青山・前掲（注15）288頁、鳥飼他・前掲（注18）442頁など参照。

(29) 吉岡・前掲（注27）322頁、青山・前掲（注15）288頁、鳥飼他・前掲（注18）403頁、太田達也『新会社法の完全解説』（税務研究会、2005年）421頁、龍田・前掲（注9）477頁、あさひ法律事務所他編・前掲（注10）45頁以下など。

としては稿末の【資料1】参照のこと)

### 【分割計画書の法定記載事項】

(a) 設立会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数、(b) その他定款で定める事項、(c) 設立会社の設立時取締役の氏名、(d) 設立会社につき監査役等の機関を置く場合は設立時監査役等の氏名、(e) 設立会社が分割会社から承継する「資産、債務、雇用契約その他の権利義務…に関する事項」、(f) 設立会社が分割に際して分割会社に交付する株式の数、設立会社の資本金及び準備金の額、(g) 設立会社が分割会社から承継した権利義務の対価として(株式ではなく)社債を交付する場合には社債の種類と金額等…など

## (二) 留意点

### (1) 設立会社の概要

上の記載事項の内、(a) 設立会社の商号・目的等(763条1項1号)については設立会社の定款のドラフティングと並行して決定していけばよい<sup>(30)</sup>、(b) 「その他定款で定める事項」(同項2号)も含めて、事前・事後開示に際しては設立会社の定款の全文を「別紙」の形で添付文書(事前開示のため備え置く)しておくのが一般的である<sup>(31)</sup>。尚、設立会社の定款の絶対的記載事項は、一般の株式会社の原始定款の絶対的記載事項(27条)から「分割の性質上不要なものを除いた事項」と考えておけばよい(814条参照)。

(c) (d) の設立会社の機関設計(同項3号・4号)も定款の記載事項だが、①分割計画では個々の取締役等の氏名まで決定(具体的人物の嵌め込み)しておく必要があること、②旧商法での取扱とは異なり、

設立時取締役・監査役に係る任期制限(1年:旧商法256条2項、273条2項参照)は廃止されたこと<sup>(32)</sup>などに注意すべきである。

### (2) 承継の対象となる資産・債務・雇用契約等

(e) の承継の対象となる資産・債務・雇用契約等(同項5号)は、スピノフする事業内容と密接に関係する事項として重要性が高い。しかし、①承継が問題となる資産・債務・契約等は多岐に上り、②承継される事業部門と残留する事業部門とで共有の権利義務・契約等(共用の設備備品、売掛金、間接部門の「従事労働者」の労働契約などを想起されたい)も少なからずありうること<sup>(33)</sup>、③固定資産一つとっても「所有権移転か賃貸借か不承継か、あるいは折半か」といった処理の仕方にも様々なバリエーションがあること、また、④分割計画作成時と実際の分割の効力発生時とで存在する権利義務の内容が異なる可能性もあることなどに照らすと、非常に取扱の難しい事項でもある。

この点、立法時の解説によると「特定の権利義務が分割後いずれの会社に帰属するのかが明らかになる程度の記載は必要」<sup>(34)</sup>とされるが、それでも「具体的にどう記載すべきか?」の判断に苦しむ部分も多いので、実務的には文書形式などにつき下記のような工夫を施すことが考えられる<sup>(35)</sup>。

### 【文書形式などの工夫例】

#### (ア) 「別紙」の利用

承継する権利義務等を全て分割計画書本文に記載しても構わないが、実際にはそれは困難なので、①本文では「別紙の通り」とのみ記載しておき財産・権利義務をリストアップした「目録」「明細書」の類を別に作成しておい

(30) 設立会社の定款作成上の留意点については、例えばみずほ総合研究所他・前掲(注12)211頁以下参照。

(31) 中村他・前掲(注5)63頁

(32) 鳥飼他・前掲(注18)398頁。従って定款により取締役の任期を10年に延長している非公開会社の場合(332条2項)、特に設立時取締役の任期を定めていなければ任期10年となる。但し、オーナーではない「雇われ役員」の設立時の任期は1年に設定しておく方が無難かもしれない。

(33) 尚、「工場A・工場Bで使用する原材料の一括購入契約につき、事業を承継する工場Aの部分だけを設立会社に承継する」といった形で、1つの契約の中の権利義務の一部のみ承継の対象とすることも可能とされる。岩原伸作他「会社分割に関する改正商法への実務対応」商事法務1568号17頁

(34) 原田晃治「会社分割法制の創設について(中)」商事法務1565号7頁

(35) 全般的に中村他・前掲(注5)63頁以下参照。

たり、②本文では基本的なアウトラインのみ記載しておいて「詳細は別紙に譲る」といった方法を採用。尚、株主総会招集通知の発出まで考慮に入れておかなければ、同通知に添付すべき「株主総会参考書類」の記載事項としては「新設分割計画の内容の概要」（会社法施行規則90条<sup>(36)</sup>2号）で足りるので「別紙」の添付は省略できる、というメリットも生じることになる。

#### (イ) 加除式の利用

本文には「設立会社は〇〇事業（承継事業）に属する資産、債務その他の権利義務を承継する。但し、別紙（一）所掲の権利義務は除き、別紙（二）所掲の権利義務はこれに加えて承継する。」といった形で、主たる承継財産等にプラスマイナスされる部分それぞれについて「別紙」を利用する。

#### (ウ) 事前の組織変更

予め組織変更によって社内に「〇〇事業本部」といった形でスピノフ対象部門の資産・権利義務・労働者などを集束しておき、「〇〇事業本部に属する全ての権利義務を承継する」といった簡略な記載をできるようにしておく。

全般的な資産の特定等については、必要であれば臨時決算なども行いつつ、①固定資産台帳・減価償却費明細書、繰越商品明細書、投資有価証券・関連会社株式明細書などに基づき資産目録を作成して資産毎に所有権の移転や賃貸借等の処理を検討したり、②債権者名簿を作成して債務の承継の如何や態様（免責的承継か重量的承継かなど）等を検討していくことになろう（これら実質的な資産・債

務の処理については後述の六、参照）。

一方、雇用契約については、従業員が多数に上る大企業では「個別の列挙」は難しいともいわれるが<sup>(37)</sup>、①退職給与引当金（乃至未払退職金）や保険積立金、厚生年金基金・中小企業退職金共済契約等の承継（『指針』第2-2(4)参照）などとの関係、また②労働契約承継に際しての5条協議や2条通知（後述の五、参照）との関係でも「承継される労働者」は具体化しておく必要がある。そこで、たとえ分割計画書本体では「承継する事業部門・事業所等の特定」レベルの記載に留めるにしても、少なくとも社内文書としては個別の労働者を明示したりリストを作成しておく必要があるだろう。

#### (3) 承継の対価たる株式数、資本金・準備金の金額設定など

(f)の内、承継の対価として設立会社が分割会社に交付する株式・社債等に係る事項（763条1項6号乃至12号）は、当該会社分割の目的や経営政策と深く関わるが、分割会社から見ると、①「承継させた資産等をして設立会社のエクイティを構成させるのか、デットとして将来的に回収していくのか?」、②「分割後、分割会社が当該株式等を保有し続けるのか、売却等するのか?」、③「売却等を予定する場合、設立会社に対する支配率はどうか?完全にスピノフアウトするのか?」等の諸事情を勘案して決定しなくてはならない<sup>(38)</sup>。

同じく(f)の内、会社分割後の分割会社や設立会社の資本金など株主資本の金額設定（同項6号など）など計算の承継については、会社計算規則49条以下が資本金、資本準備金、資本剰余金、利益準備金、利益剰余金のそれぞれにつき定めてい

(36) 会社法施行規則90条は、株主総会に新設分割計画の承認に関する議案の提出に際しては参考書類に①新設分割を行う理由、②新設分割計画の内容の概要などを記載しなくてはならないとするが、逆にいうと「分割計画の概要がわかればよく、詳細な『承継財産のリスト』は不要」ということになる。この点、中村他・前掲（注5）69頁

(37) 中村他・前掲（注5）67頁。「個別の列挙」をしない方法としては、当然、営業所・事業所・社内部門（社内カンパニー）などによる区分に基づく記載があり、年齢帯等によって承継の効力発生日を分けることもありうる。この点、伊藤忠丸紅鉄鋼株の共同新設分割（2001年10月）に係る中津・前掲（注12）58頁以下など参照。

(38)（分割後に設立会社に自己株式取得させる場合、手続上・税制上の負担が非常に重くなるので）不採算部門の分離や設立会社のスタンドアローン性を重視すべき場合などは分割会社から見て「設立会社への貸付」に近い形の「出資」部分を多くしておくことが好ましいだろうが、一方で設立会社に強いコントロールを及ぼしたい場合は当然、「株式の100%（あるいは過半数）を握っておく」方向になるだろう。設立会社の取締役設立会社株式を譲渡するといった方策もあるだろうが、「如何なる金額で如何なる割合を保有させるのか?」等、考慮すべきことは多い。

る<sup>(39)</sup>。分社型・分割型・共同新設分割のそれぞれによりルールは異なるが、単独での分社型分割の場合、①設立会社の設立時資本金・資本剰余金の額は「株主資本等変動額」（設立会社に承継される財産の分割直前の簿価を基礎として算定する方法に従い定まる額、同条1項）の範囲内で分割会社が定めた額、②利益剰余金は「ゼロ」というのが原則となる（同条2項）<sup>(40)</sup>。

#### (4) その他(その1)：事業譲渡に係る規定の類推適用との関係

分割計画書の法定記載事項には掲げられないが、(事業譲渡との類似性から)会社分割の場面にも事業譲渡に係る①競業禁止義務(21条<sup>(41)</sup>)や②商号続用譲受人の責任(22条<sup>(42)</sup>)に係る規定が類推適用されると解釈されている<sup>(43)</sup>。そこで、これらの規定との兼ね合いで、例えば①「分割会社は〇〇地区において10年間の競業禁止義務を負う(あるいは、一切負わない)」、②「(商号続用する)設立会社は分割会社の債務を負わないので、『知っている債権者』にもその旨通知しておく」等と定めておくべきケースもあるだろう<sup>(44)</sup>。

#### (5) その他(その2)：分割予定日

尚、(旧商法374条2項8号とは異なり、)現会社法763条1項には掲げられていないが、①新設分割の登記時期を定める924条1項1号「へ」(「新設分割をする株式

会社が定めた日」を「その日から2週間以内に分割登記の申請をしなくてはならない」起算日の一つとする)や②債権者や反対株主等に対する各種公告・通知に記載する「分割の効力発生日」、また、③労働承継法2条の通知書の記載事項たる「分割の効力発生日」との関係で、分割計画書においても「分割をなすべき時期」を定めるのが一般的であろう。

この点、実際に会社分割の効力発生日(後述の如く、分割登記の完了日であり設立会社の成立日を指す)が何月何日になるのか分割計画作成時やそれ以後の手続中には必ずしも確定的ではないが、これらについては要は「分割がなされるべき予定日」<sup>(45)</sup>として記載しておけば足りる。(手続の進行に応じ、例えばそれまでに債権者保護手続等の手続が完了できなかった場合にはその分、実際の効力発生日は延期される。)

## 2. 事前開示：分割計画等に関する書面の備置

### (一) 事前開示書類

分割会社は、備置開始日から設立会社の成立の日後6ヶ月を経過する日までの間、新設分割計画の内容の他、会社法施行規則205条に定める事項を内容とする書面(または電磁的記録)を本店に備え置き(会社法803条1項)、株主及び債権者の閲覧に供し、謄抄本の交付等の請求に応じなくてはならない(同条3項)。

(事前開示書類の記載例としては稿末の【資料2】参照のこと)

(39) 詳細については弥永真生『コンメンタール会社計算規則・商法施行規則〈第2版〉』(商事法務、2009年)343頁以下など参照。

(40) ここでは詳述しないが、①本文の如く設立会社の資本金等の金額は簿価に基づく計算を本則としつつ比較的自由に設定できるし、②分割会社については「資産・負債の一部が対価として受けた株式…と置換わるだけであり、等価交換がされたかぎり総額は会社分割の前後で変わらない」(龍田・前掲(注9)485頁)といえるので「特に変更しない」との取扱でも構わない等、比較的柔軟な規制になっている。

(41) 事業譲渡における譲渡会社は原則として事業譲渡から20年間、同一市町村内において同一事業を行ってはならない(1項)等とする。

(42) 事業譲渡における譲受会社は、譲渡会社の商号を続用する場合、譲受会社の事業によって生じた債務の弁済責任を負う(1項)等とする。類推適用されうる場面としては、例えば持株会社化のための会社分割において分割会社「XYZ製菓(株)」が設立会社(子会社)たる新「XYZ製菓(株)」を設立すると共に自身は「XYZホールディングス」に商号変更したような場合を想起されたい。

(43) ①については立法時の解説である原田晃治「会社分割法制の創設について(上)」商事法務1563号13頁や江頭・前掲(注23)798頁など参照。②については最判平成20年6月10日判タ1275号82頁、新津和典「会社分割の場合に商号続用事業譲受会社責任規定(会社法二二条一項)の類推適用が肯定された事例」法と政治(関西学院大学)60巻2号307頁など参照。

(44) 分社型新設分割の場合、分割当初は「分割会社が設立会社を完全子会社として有する」状態になるので、あまり問題は顕現化しないかもしれないが、その後は子会社の売却や株式公開などもありうるので、明確に定めておくのが紛争防止に資すると思われる。この点、中村他・前掲(注5)73頁。

(45) 垂井・前掲(注12)99頁



### 【事前開示書類の記載事項】

①新設分割計画、②分割の対価の内容等の相当性に関する事項、③分割会社の重要な後発事象等、④分割会社・設立会社の債務の履行の見込みに関する事項…など

この内、④の分割会社の「債務の履行の見込み」、設立会社の「承継する債務の履行の見込み」に関する事項については、前述の如く現会社法上は必ずしも「見込みがある」ことが分割の要件とされる訳ではない。そこで、「見込みに関する事項」は全般的には債権者異議申述等の手続保障のために要求される資料の一つと評価することもできるが、それ以上にどのような機能を果たすのか、制度的に不明確な部分も皆無ではない。

蓋し、「債務の履行の見込みがある」とは、一般論としては「分割時に負担する債務につき、それぞれの弁済期に弁済可能な状態」を指すが、①「債務超過だから債務の履行の見込みがない」といえる訳でもなく<sup>(46)</sup>、「見込み」の有無に関する客観的判断基準はないので、②「見込み」の記載はあくまでも「将来の見込みに関する分割会社側の意見」にすぎないからである（「見込み違い」につき結果責任を問う訳でもない）。従って、③会社法の建前上、（悪意重過失に基づき）「見込みがない」のに「ある」旨虚偽記載をした役員等は「第三者に対する損害賠償責任」（429条1項）を負い、④100万円以下の過料の制裁（976条7号）もありうるとはいっても<sup>(47)</sup>、（負債の金額等につき虚偽記載したといったケースならば格別、）虚偽記載の責任など問い難いのが現実である。

このことは逆に分割会社側にとっても「見込みの有無に係る判断理由」として何を記載すればよいか不明確ということでもあるのだが、実務上は、  
 (a) 資産額と負債額との比較等の財政状態、(b)

収益等の営業成績の予測、(c) C/F予測などの観点からの記載に(d)「債務の履行に特段の支障を及ぼす事態の発生は予想されない」旨書き加えた上で、(e)できれば公認会計士等専門家の意見を添える、といった形で適宜処理せざるをえないだろう<sup>(48)</sup>。

### (二) 備置開始日

事前開示書類の「備置開始日」とは、①承認株主総会の会日の2週間前の日、②反対株主の株式買取請求権に関する通知・公告の日、③債権者保護手続の公告または個別催告の日の内、「いずれか早い日」とされる（803条2項）<sup>(49)</sup>。

### 3. 承認株主総会

（簡易分割の場合を除き、）新設分割を行うためには株主総会（「承認株主総会」や「承認総会」と呼ばれる）の特別決議により分割計画書の承認を受けなくてはならない（804条1項・309条2項12号）<sup>(50)</sup>。承認総会の招集権限（原則として取締役会：296条3項、298条4項・1項）や招集通知発出期限（原則として2週間前：299条1項）等については通常総会の招集と同様だが、当然乍ら、(a) 招集通知書に分割計画書の承認を求める議題・議案がある旨を示した上で、(b) 参考書類を付す場合、そこに①新設分割を行う理由、②分割計画の内容の概要、③事前開示事項の内容の概要を記載しなくてはならない（会社法施行規則90条）。（承認総会招集通知の「参考書類」の記載例としては稿末の【資料3】参照。）

### 4. 債権者保護手続

#### (一) 会社分割の公告等

分割会社が負っていた債務が新設分割により設立会社に移転された結果、分割会社が責任を負わなくなるならば、債権者にとり債権回収に不安が生じる虞もある。そこで、債権者保護のため、

(46) 債務超過でも自転車操業が成り立つ場合もあるし、また、債権者が債権放棄をしたり、返済方法の変更やリスク、再建計画に同意していたりといった場合もあるからである。この点、中村他・前掲（注5）81頁など参照。

(47) あさひ法律事務所他編・前掲（注10）37頁

(48) これらについては中村他・前掲（注5）82頁など参照。

(49) ①～③の何れにも該当しない場合は、分割計画作成の日から2週間を経過した日が備置開始日となる（803条2項5号）。

(50) 承認株主総会の手続等については、中村他・前掲（注5）85頁、垂井・前掲（注12）72頁以下、鳥飼他・前掲（注18）424頁、あさひ法律事務所他編・前掲（注10）39頁など参照。その他、株主総会議事録等、総会や取締役会に係る書式一般については会社法実務研究会編（深山徹）『会社法 実務マニュアル2 株主総会・取締役・監査役』（ぎょうせい、2008年）なども参照。

後述の「異議を述べることができる債権者」が存在する場合、分割会社は1ヶ月以上の債権者異議申述期間を設定して、(a) 債権者一般については会社分割の公告<sup>(51)</sup>、(b) 「知っている債権者」に対しては個別催告(「各別の催告」)を行わなくてはならない(810条2項等参照)<sup>(52)</sup>。但し、(c) 定款の定めに従って日刊新聞紙での公告や電子公告を行う場合には、(不法行為に基づく債務の場合を除き)上記(b)の個別催告を省略できる(同条3項)。

ここでいう「異議を述べることができる債権者」とは、分社型新設分割の場合、分割会社の債権者の内、分割後に分割会社に対して債務の履行を請求できなくなる者(同条1項2号)を指す。換言すると、分割計画上、設立会社の債権者とされ、且つ、分割会社が(設立会社が負う)当該債務の重畳的債務引受も連帯保証も行わなかった場合がこれに該当する<sup>(53)</sup>。(従って、どの債権者も分割会社に債務の履行を請求できるような場合には公告等の必要はない。)

尚、分割公告については、旧商法時代は株主総会での分割計画の承認決議を待って行う必要があったが、前述の通り、現会社法上は総会の会日より早く「分割する見込み」段階で公告を行い、

異議申述期間の経過後に分割登記を行うという流れでも構わない。(分割公告及び個別催告の記載例としては稿末の【資料4】【資料5】参照<sup>(54)</sup>。但し、【資料17】記載の如く、総会での決算承認との関係は要注意。)

## (二) 異議申述・不申述の効果

上の異議申述期間に異議を述べなかった債権者は当該分割について承諾したものとみなされ(同条4項)、後日、分割無効の訴えを提起することはできなくなる(828条2項10号)。

一方、異議を述べた場合<sup>(55)</sup>、分割により「当該債権者を害するおそれ<sup>(56)</sup>がないとき」を除き(810条5項但書)、分割会社は、①弁済、②相当の担保の提供、または③債権者に弁済を受けさせるため信託会社等への相当の財産の信託を行わなくてはならない(同項本文)。

## 5. 反対株主の株式買取請求権

### (一) 買取請求権

会社分割により分割会社の組織・事業内容に大きな変更が加わり、設立会社へと承継された事業に係る支配権が間接的になるなど、会社分割が株主の利害に与える影響は少なくない。そこで、

(51) この公告には、①新設分割する旨、②分割会社や設立会社の商号・住所、③分割会社の計算書類に関する事項、④債権者が一定の期間内に異議申述できる旨を記載しなくてはならない(810条2項各号)。尚、③については会社法施行規則208条(「計算書類に関する事項」)が規定するが、最終事業年度に係る貸借対照表やその要旨を会社法440条の規定により公告している場合、公告した「官報の日付・掲載頁」「日刊新聞紙の名称、日付、掲載頁」を記載することになる。青山・前掲(注15)294頁

(52) 分割会社が個別催告をすべきにも関わらず懈怠した場合、個別催告を受けられなかった債権者は(分割計画で「債務を負担しない」旨定められているが)、分割会社に対しても(764条2項)、設立会社に対しても(同条3項)、当該債務の履行を請求できる。尚、「少額の債権者を対象とする必要性は乏しいですので、実務上は一定の金額以上の債権者などに限定して行います。ただし、取引関係を考慮して、金額に関わらず発送しておいた方がいいと思われる債権者、例えば金融機関に対しては発送先に加え」といった指摘もある。みずほ総合研究所他・前掲(注12)205頁

(53) 債権者保護手続については、中村他・前掲(注5)90頁、垂井・前掲(注12)86頁以下、鳥飼他・前掲(注18)440頁以下、鳥飼総合法律事務所他編著・前掲(注12)37頁以下、あさひ法律事務所他編・前掲(注10)41頁など参照。

(54) 官報に掲載する分割公告は定型化されているので、官報販売所用意の雛形(決算公告も含め基本的に「穴埋め」で対応できる)を添付ファイルとして電子メールで申込をすれば足りる。申込から掲載までは14日以上を見込んでおき、広告料金としては「分割公告+B/Sの要旨の決算公告」の場合、最低限4枠で税込み14万5,956円くらいは用意しておく必要があろう。この点、(株)兵庫庫官報販売所のHP(office@kanpo-ad.com)、みずほ総合研究所他・前掲(注12)205頁など参照。

(55) 異議申述の形式については特に規定はないが、通常は証拠として残るよう書面で行うことになろう。尚、異議には特に根拠は必要ない。中村他・前掲(注5)92頁

(56) 「債権者を害するおそれ」とは分割により当該債権者の債権が回収不能になるとか、回収金額が減少するおそれがあることをいい、十分な担保があったり、優良会社で回収懸念がないような場合は「おそれがないとき」に該当するといわれる。債権者は事前開示書類の閲覧などを通して「おそれ」の有無を判断し、異議を述べるか否か決定することになるが、上場会社の会社分割に際して異議申述がなされた例は皆無であるという。中村他・前掲(注5)93頁。(また、非公開会社などでも、実際には会社分割を検討・開始する時点で既に金融機関等の大口債権者の同意があるケースが多いことも手伝い、異議申述が出されることはあまりないようである。同174頁。)

①承認株主総会に先立って会社分割に反対の意思を通知し<sup>(57)</sup>、且つ、②当該総会で会社分割議案に反対<sup>(58)</sup>した「反対株主」(会社法806条2項1号)は、会社に対して自己の所有する株式の(承認決議がなければ有すべき)「公正な価格」での買取を請求できるとされる(同条1項)<sup>(59)</sup>。(分割計画に反対する旨の通知の記載例としては稿末の【資料6】参照。)

## (二) 手続

分割会社は、株主総会の承認決議の日から2週間以内に、株主に対して、①新設分割する旨並びに②分割会社及び設立会社の商号・住所を通知または公告しなくてはならない(同条3項・4項)。(反対株主向け通知の記載例としては稿末の【資料7】参照。)

買取を希望する反対株主は、上記の通知・公告の日から20日以内に買取請求する株式の数を明示して、会社に対して買取の請求をすることになる(同条5項)。かかる反対株主の買取請求権は形成権であり、請求をすると同時に(それが法的要件を充たしている限り)会社と当該株主との間で株式売買契約が成立すると解されている<sup>(60)</sup>。(買取請求の記載例としては稿末の【資料8】参照。)

## (三) 価格の決定など

買取価格である「公正な価格」については上の買取請求の後に株主と会社の間で協議することになるが、かかる協議が調った場合、分割会社は設立会社成立の日から60日以内にその支払をしなければならない(807条1項)。一方、設立会社成

立の日から30日以内に協議が調わなかった場合は、株主または分割会社は、当該期間の満了の日後30日以内に裁判所に対して価格決定の申立(非訟事件手続)をすることができる(同条2項)。

## 6. 分割登記：申請期間と効力

新設分割の場合、①株主総会の承認決議の日、②反対株主に対する買取請求権の公告・通知をした日から20日を経過した日、③債権者保護手続が終了した日、④分割会社が定めた日の内、何れか遅い日から2週間以内に、設立会社の本店所在地(商業登記法87条1項)において会社分割の登記(設立会社の設立登記と分割会社の変更登記<sup>(61)</sup>)を行う必要がある(会社法924条1項柱書・1号)。そして、この登記が完了し、設立会社が成立したことによって会社分割の効力が生じる(764条1項：新設分割の場合の「登記の創設的効力」)<sup>(62)</sup>。

実際の分割登記の手続(商業登記法での取扱)については項を改めて後述する。

## 7. 事後開示

分割会社は、設立会社の成立の日後遅滞なく、成立の日から6ヶ月を経過する日まで、設立会社と共同して会社法施行規則209条所定の事項を記載した書面を本店に備え置き(会社法811条1項・2項)、株主、債権者その他の利害関係人<sup>(63)</sup>の閲覧に供し、謄抄本の交付等の請求に応じなくてはならな

(57) 反対通知の形式については特に規定はないが、証拠を残すため、通常は書面(内容証明等)を以てなされるものと思われる(買取請求書等についても同様)。尚、株主からの総会に先立つ反対通知の更に前段階としては、「会社が株主に対して承認総会の招集通知を行ったことにより、株主が会社分割が予定されることについて知る」という流れとなろう。

(58) 会社分割に対する反対通知を受けた会社は、承認総会において(株主の頭数が少数に留まり、「誰が反対したか」が明らかでない場合を除き)投票用紙を用意するなどして反対通知株主が総会でも反対票を投じたか否かを記録しておく必要がある。尚、あさひ法律事務所他編・前掲(注10)40頁は「出席した反対通知株主は反対票を投じた」と看做す」取扱もありうるとする。

(59) 買取請求権については、中村他・前掲(注5)86頁以下、垂井・前掲(注12)82頁以下、鳥飼他・前掲(注18)425頁以下など参照。尚、簡易分割の場合は買取請求は認められない(806条1項2号)。

(60) 垂井・前掲(注12)83頁。尚、買取請求のかかる性質もあって、一旦買取請求をしたならば、会社側が承諾しない限り当該買取請求を撤回することはできないとされる(806条7項)。

(61) 新設分割によっても分割会社の商号・事業目的・資本金額等の登記事項に特に変更がないとしても、会社分割があったことを示すため、「会社分割をした旨並びに…設立会社…の商号及び本店をも登記」することになる(商業登記法84条2項)。「会社分割をした旨の登記」自体は「会社分割 平成〇年〇月〇日大阪市中央区北浜四丁目3番1号株式会社XYZ(\*設立会社の住所・商号)に分割 平成〇年〇月〇日登記」というものになる。

(62) この効力発生日が設立会社の正式な事業開始日にもなるので、それまでの間に組織規程等の必要諸規程、人事の辞令等の発令を準備しておかなくてはならない。中村他・前掲(注5)97頁、青山・前掲(注15)294頁

(63) 株主・債権者以外に「その他の利害関係人」が含まれるのが事前開示とは異なる点だが、これについては継続的契約を

い(同条3項)<sup>(64)</sup>。(事後開示書類の記載例としては稿末の【資料9】参照のこと)

尚、設立会社も、分割会社と共同して同様の書類を本店に備え置かなくてはならない(815条3項2号、同条2項及び811条1項1号準用、会社計算規則212条)。(備置期間等も同様である。)

#### 【事後開示書類の記載事項(新設分割の場合)】

①新設分割の効力発生日、②反対株主の株式買取請求権に係る手続の経過<sup>(65)</sup>、③債権者保護手続の経過<sup>(66)</sup>、④設立会社が承継した重要な権利義務に関する事項<sup>(67)</sup>、⑤その他、新設分割に関する重要な事項…など

## 四 商業登記手続

### 1. 管轄など

会社分割の登記申請にあつては、設立会社の本店所在地を管轄する登記所に対して(商業登記法87条1項)<sup>(68)</sup>、①設立会社の設立登記と②分割会社の変更登記を同時申請することになる(同条2項)。(但し、登記申請者はそれぞれの会社の代表者(17条2項1号参照)とされるので、設立会社については設立会社の設立時取締役の内、代表取締役に選定された者が申請者となる<sup>(69)</sup>。)

### 2. 登記申請書添付書面

設立会社の登記申請書の主な添付書面は下記の通り(86条各号、また47条2項6号乃至8号・10号乃至12号)<sup>(70)</sup>。尚、設立会社の定款には公証人の認証は不要である(法務省民事局通達)。(登記申請書本体及び添付書面の記載例としては稿末の【資料10】～【資料15】参照。)

#### 【設立会社の設立登記申請書の添付書面】

①分割計画書、②定款、③設立時代表取締役の選定に関する書面(「設立時代表取締役選定決議書」)、④設立時取締役・監査役等の就任承諾書、⑤資本金の額が会社法445条5項(実際には同項により委任を受けた会社計算規則)に従って計上されたことを証する書面(「資本金の額の計上に関する証明書」)、⑥分割会社の登記事項証明書(但し設立会社の本店所在地を管轄する登記所と分割会社のそれが同一の場合は不要)、⑦新設分割計画を承認した(分割会社の)株主総会議事録、⑧債権者保護手続を完了したことを証する書面…など

\*この内、①⑦⑧等は分割会社の変更登記申請でも添付書面とされるが、分割会社特有のものとしては「登記所において作成した分割会社の代表取締役の印鑑証明書」が挙げられる(87条3項)<sup>(71)</sup>。

\*\*当然乍ら、登記に際しては最低限、代表印(丸印)を作成しておくことが前提になる。

### 3. 登録免許税

設立会社の登記申請に係る登録免許税は、①原

している者(分割会社の取引先たる下請け業者、労働者)や「根抵当権者が分割したときの根抵当権の設定者」などが想定されている。垂井・前掲(注12)102頁、中村他・前掲(注5)99頁

(64) この事後開示の趣旨としては、①会社分割の内容を明らかにし、②手続が適正に行われるのを間接的に担保すること、また、③会社分割無効の訴えの提起の判断資料にもすることが挙げられる。中村他・前掲(注5)99頁、垂井・前掲(注12)101頁

(65) 反対株主の有無や買取請求権の行使の如何、買取価額等を記載する。垂井・前掲(注12)102頁

(66) 異議申述をした債権者の有無や異議に対して執った措置等を記載する。垂井・前掲(注12)101頁

(67) 例えば設立会社の資本金額の設定は承継した純資産の額が限度額になるので、設立会社が承継した財産の評価額等を記載すべきとされる(但し、純資産額が資本金額を超えていることが明らかになる程度の概算額でも構わない、という意見もある)。垂井・前掲(注12)102頁

(68) 尚、設立会社の本店所在地を管轄する登記所と分割会社のそれとが異なる場合は、分割会社の変更登記は設立会社側の登記所を経由して行う(87条1項)、という取扱となる。

(69) 中村他・前掲(注5)97頁、垂井・前掲(注12)99頁。その他、分割登記申請については吉岡・前掲(注27)328頁以下なども参照。

(70) 青山・前掲(注15)296頁、中村他・前掲(注5)97頁、垂井・前掲(注12)99頁、吉岡・前掲(注27)329頁。また、会社設立に係る書式一般については会社法実務研究会編(本井克樹)『会社法実務マニュアル1 設立・解散・清算』(ぎょうせい、2008年)なども参照。

(71) 青山・前掲(注15)298頁、吉岡・前掲(注27)331頁

則として資本金額の1,000分の7、②但し最低金額は申請件数1件当たり3万円とされる（登録免許税法別表第一の第24号（一）「ト」）<sup>(72)</sup>。

これに対して分割会社の「新設分割による変更登記」の登録免許税は3万円だが<sup>(73)</sup>、分割と同時に「分割の登記」以外の事項に係る登記（商号変更、役員選任など）を一括申請することも少なくないと思われる。この場合は登録免許税法別表第一内で同じ区分に入れられる登記事項毎に「まとめて3万円」という形になる。

## 五 労働承継法上の手続

会社分割は労働者の承継（分割会社～設立会社間の異動）も伴うのが通常であり、意に反した異動もありうる等、労働者への影響が強い。そこで、労働者保護と円滑な組織再編との調和を図るため、（旧商法への会社分割制度導入時に制定された）①平成12年商法改正法附則5条、②同年制定の「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」（略称は「労働契約承継法」「労働承継法」、また「承継法」）、またそれらを具体化する③『承継規則』（平成12年労働省令第48号「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則」）及び④『承継指針』（平成12年労働省告示第127号〈平成18年厚労省告示第343号と改称〉「分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針」）が<sup>(74)</sup>特別の規制を置いている<sup>(74)</sup>。

### 1. 承継対象労働者の区分と承継・不承継

設立会社への労働契約の承継・不承継という効果の発生如何、異議申出の可否等は労働者の区分により異なる。かかる区分については、まず(a)労働承継法2条1項が「通知の対象者」として①主従事労働者（1号：「承継事業主要従事労働者」「承継営業主事労働者」等とも呼ばれる）、②承継非主従事労働者（2号：「指定承継労働者」等とも）を掲げた上で、(b)主従事労働者の範囲を『承継規則』2条が画定。更に(c)『承継指針』第2-1(3)が具体的判断に係るガイドラインを提示している<sup>(75)</sup>。

これら労働者の区分と取扱いにつき正確且つ効率的な理解を図るには上記法令を精読するのが一番なので、ここでは極簡単に整理しておく以下通りである。

#### (一) 主従事労働者（労働承継法2条1項1号）

承継される事業に「主として従事」している「主従事労働者」の場合、①分割計画書に労働契約の承継が記載されたならば当該労働者の個別の同意なしに（分割の効力発生日に）設立会社へと労働契約が承継される（労働承継法3条）<sup>(76)</sup>。一方、②主従事労働者にも関わらず分割会社に残留させられる者（分割計画書上「承継されない」旨記載された者）は、分割会社に対して書面で異議を申し出ることができ（4条1項：「承継排除の不利益」の救済）、かかる申出をしたならば設立会社に承継される（同条3項）。

ここでの「主従事労働者」には、(イ)分割計画書の作成日において「承継される事業に専ら従事する労働者」（『承継指針』第2-2(3)ロ(イ)）だけではなく、(ロ)承継事業以外の事業にも従事するが各

(72) 吉岡・前掲(注27)331頁・333頁、国税庁HP (<https://www.nta.go.jp>) 掲載のタックスアンサー「No.7191登録免許税の税額表」など参照。

(73) 吉岡・前掲(注27)331頁・343頁

(74) 労働承継法等での規制については、厚生労働省・都道府県労働局『会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（労働契約承継法）の概要』（2016年）、唐津博「会社分割と事前協議の法ルール——商法改正法附則・労働契約承継法上の事前協議手続の検討——」南山法学25巻4号1頁、安枝英紳＝西村健一郎『労働法[第8版]』（有斐閣、2004年）100頁、徳住・前掲(注11)99頁以下、あさひ法律事務所他編・前掲(注10)118頁以下など参照。

(75) 協議対象となる労働者の区分と異議申立権の有無等については、唐津・前掲(注74)22頁・26頁、徳住・前掲(注11)105頁・118頁など参照。

(76) このように主従事労働者で承継対象労働者となった者には異議申出権が付与されないが、その理由としては、①分割計画書に記載された権利義務（労働関係も含む）が設立会社に包括承継されるという会社法上の大前提の他、②「承継される事業の主従事労働者は、従前の労働条件を維持したまま設立会社へと承継されるのであって、現在従事している職務から切り離されることはない」という立法時の考え方が挙げられる。この点、厚労省・都道府県労働局・前掲(注

事業に従事する時間・役割等を総合的に判断すると「主として従事している」といえる労働者も含まれる(同(ロ))。また、(ハ)総務・人事・経理等の所謂「間接部門」に従事する「従従事労働者」(「従たる労働者」「間接部門従事者」等とも)であっても「承継される事業のために専ら従事している」と評価されるならば「主従事労働者」に該当する(同(ハ))<sup>(77)(78)</sup>。(従従事労働者が承継事業以外の他の事業にも従事する場合については上の(ロ)と同様に判断される<sup>(79)</sup>。)

## (二) 承継非主従事労働者(労働承継法2条1項2号)

上記の主従事労働者以外の「非主従事労働者」の場合<sup>(80)</sup>、①原則として労働契約は承継されないが、②それにも関わらず分割計画書に「承継される」旨が記載された「承継非主従事労働者」は異議を申し出ることができ、かかる申出をした場合は承継されない(5条:「承継強制の不利益」の救済)。

## (三) 転籍合意・出向の場合

会社分割に際して労働者を分割による承継の対象とはせず、①労働者から個別に同意を得て転籍させたり(「転籍合意」)、②分割会社との労働契約を維持したまま設立会社との間で新たな労働契約を締結して出向させるといった手法が採られることもある。しかし、これにより労働承継法等が潜脱されるのは好ましくないので、転籍等の同意が得られた場合であっても労働承継法2条による通知や5条協議等の手続を省略できない(「承継指針」第2-2(5))<sup>(81)</sup>。

## 2. 承継の効果など

労働契約が承継される労働者については、会社分割の効力発生日に労働契約承継の効力も発生する。その際には(分割会社から設立会社への)部分的な一般承継の理念から、労働契約の内容たる労働条件もそのまま維持される(変更はない)のが大原則となる(「承継指針」第2-2(4)イ(イ))<sup>(82)</sup>。そこで、

74) 5頁参照。

(77) その他、分割計画書作成日において「研修・応援」といった理由で、一時的に、①承継される事業に配属されていた者、②同事業から離れていた者の取扱については厚労省・都道府県労働局・前掲(注74)6頁参照。

(78) 「主従事労働者」への該当性につき労働者と分割会社との間で見解の相違がある場合には、後述の7条措置・5条協議に際して「見解の相違の解消に努める」必要があるが、それでも解決しない場合には、①都道府県労働局で実施する「個別労働紛争解決制度」による話し合いや②裁判によって解決することになる(『承継指針』第2-2(3)ニ)。厚労省・都道府県労働局・前掲(注74)6頁、徳住・前掲(注11)107頁など参照。

(79) 更に間接部門の従従事労働者につき本文(b)の基準(総合的判断)では「主従事労働者」か否か判断できない場合は、「原則として、判断することができない労働者を除いた分割会社の雇用する労働者の過半数の労働者が設立会社に承継される場合に限って、その労働者は『主従事労働者』となる」とされる(同(ハ))。厚労省・都道府県労働局・前掲(注74)5頁参照。

(80) 尚、平成12年の制定時点での『承継指針』上は、「非主従事労働者」の中でも承継事業に全く関与せず、「従従事労働者」にも該当しない「不従事労働者」については(会社分割に伴う労働承継法等の適用がなく)承継の対象にはならなかった。(従って、設立会社に雇用される労働者になってもらうには、個別の同意を得た転籍が必要だった。)しかし、恐らく平成18年の改称時にかかるルールが「いつの間にか変更」され、不従事労働者も非従事労働者に含められた結果、「分割計画書に承継が記載された場合、異議申出をしないと設立会社に承継される」(承継を記載する場合は通知が必要)という取扱になったという。徳住・前掲(注11)106頁、厚労省・都道府県労働局・前掲(注74)14頁など参照。このような改正の影響もあってか行政側の用語法にも些かの混乱も見られ、学者や法律事務所等の民間サイドの用語法にもバラツキが見られるので、全般に用語法の整理統一が期待される。

(81) 厚労省・都道府県労働局・前掲(注74)8頁。尚、「阪神バス事件」神戸地裁尼崎支部判決平成26年4月22日・判時2237号127頁は、吸収分割によりX社のバス事業がY社に承継されたが、承継法2条による通知が行われず、異議申出の機会も与えられないまま労働者A(バス運転士)が転籍合意に応じてしまった結果、分割前にX社から受けていた(腰椎椎間板ヘルニアに起因する排便・排尿障害に照らした)勤務配慮を受けられなくなった事案につき、大要、「①承継法上の通知義務に例外規定はないから転籍合意があったとしても同通知等の手続の省略は許されず、『X社との労働契約がそのままY社にも承継される』というAの利益を一方的に奪ったものなので、転籍に際してのX社との労働契約の解約やY社との新規の労働契約は(承継法の趣旨を潜脱するものとして)公序良俗に反し無効。また、②承継法上の通知がなされず、異議申出の機会が失われた場合は労働者Aは適法な異議申出を行ったときと同様の効果を主張できるので、AとX社との労働契約(勤務配慮アリ)がそのままY社にも承継される」等と判示している。

(82) 社宅や社内住宅融資制度などの福利厚生についても、就業規則に規定される等、労働者との間で権利義務の内容を構

会社側は会社分割を理由とする一方的な労働条件の不利益変更を行ってはならない(同第2-2(4)イ(ロ))<sup>(83)</sup>。

尚、①会社分割のみを理由とする解雇は許されないし(同第2-2(4)イ(ハ)、労働契約法16条参照)、②特定の労働者を解雇する目的で債務の履行の見込みがない事業をスピンオフして当該労働者を承継するような場合(所謂「泥船分割」)には法人格否認の法理の適用や公序良俗違反(民法90条)との評価がなされる可能性がある(同第2-2(4)イ(ハ))<sup>(84)</sup>。

### 3. 会社による通知

#### (一) 分割会社による通知の発出

主従事労働者や承継非主従事労働者(また労働組合)に対して承継の有無を知らせ、異議申出の機会を保障するため、分割会社は承認株主総会の会日の2週間前の日の前日(同法2条3項1号:「通知期限日」)までに<sup>(85)</sup>、それら労働者に対して書面により通知しなくてはならない(同法2条1項)。但し、『承継指針』上、かかる通知は(イ)事前開示事項の備置開始日(分割計画書を本店に備え置く日)か(ロ)株主総会招集通知発出日の「いずれか早い日と同じ日に…行われることが望ましい」とされ(『承継指針』第2-1(1))、(イ)の場合などには実際の「通知日」は上の「通知期限日」よりも前倒しとなりうる点、注意が必要である。

#### (二) 通知事項

当該通知に記載すべき事項としては主に次のものが掲げられる(『承継規則』1条各号:稿末の【資料16】参照)。

#### 【2条通知の法定記載事項】

①当該労働者が主従事労働者・承継非主従事労働者の何れに該当するのか、②「分割計画書上、当該労働者の労働契約が設立会社に承継される(または承継されない)と記載されている」旨、③設立会社の商号・所在地・事業内容、④当該労働者の就業場所・業務内容、⑤分割会社・設立会社の債務の履行の見込みに関する事項(給料、ボーナス、退職金等の支払の可能性)、⑥分割の効力発生日、⑦異議申出期限日…など

#### (三) 労働者による異議申出

##### (1) 期限日の設定

上記異議申出期限日の設定に関しては、(a)「通知期限日の翌日から承認株主総会の前日までの期間の範囲内で分割会社が定める日」(労働承継法4条3項1号)という限定が付くと共に、(b)労働者が異議申出をするか否かを判断するのに十分な期間を確保する必要性から「通知がされた日と異議申出期限日との間に少なくとも十三日間<sup>(86)</sup>を置かなければならない」(4条2項、5条2項)という要件も充足する必要がある。

##### (2) 異議申出の効果など

前述の通り、①分割会社に残留するとされた主従事労働者が異議申出をした場合は設立会社に承継され、②承継非主従事労働者が異議申出をした場合は分割会社に残留することになるが、このことは分割計画の内容が変更されることを意味する。そうすると、労働者からの異議申出時には株主総会招集通知は既に発出されているのが

成しているものについてはそのまま維持されるのが原則となる。(引き継ぎが難しいものについては、7条措置・5条協議を通じて理解協力を図り、代替措置等も検討することが望ましいとされる。)厚労省・都道府県労働局・前掲(注74)7頁参照。

(83) 変更できるのは、①労使間の合意(労働組合法上の労働協約や労働契約法による労使間合意)が成立した場合か、②労働契約法10条に従った就業規則の合理的変更の場合に限られる。尚、分割会社A社と同B社が共同新設分割により設立会社C社を設立する場面では、元のA社とB社とで労働条件が異なるのが通常であり、併存する両労働条件の調整を図っていく必要がある(徳住・前掲(注11)110頁)。こういった問題も含め、「分割後に労働条件見直しや整理解雇が提案される可能性」(同87頁)もあり、労働者にとっては少なからず不安も伴うだろう。

(84) 厚労省・都道府県労働局・前掲(注74)7頁参照。

(85) これに対して、総会決議の必要のない簡易分割の場合の通知期限日は同項2号参照。

(86) 「13日間」という数値の趣旨は「分割会社からの通知が到達した日から起算して最低2週間は確保する必要があると考えられるため」とされる。厚労省・都道府県労働局・前掲(注74)9頁

通常なので、「承認総会でかかる変更をどう取り扱うのか?」という問題も発生する。この点、総会において質問があった場合には「異議申出の有無」や「それによる会社分割への影響」の説明も必要となろうが、(異議申出が多すぎて分割計画自体が頓挫するような場面を除き) 総会の場で「議案の変更」として取り扱う必要までではない、といった説明もなされている<sup>(87)</sup>。

#### 4. 「5条協議」(個別事前協議)

##### (一) 協議の内容

平成12年商法改正法附則5条は、分割会社に対して、上の通知等の前段階として「個々の労働者(主従事労働者、承継非主従事労働者)に必要な説明を十分に行い、労働者の希望を聴取した上で承継の如何を決定する」という個別事前協議を義務付けている(「5条協議」)<sup>(88)</sup>。

5条協議では、①労働者が勤務することになる会社の概要や②分割会社・設立会社の債務の履行の見込みに関する事項、③主従事労働者に該当するか否かに関する考え方等を十分説明した上で、④本人の希望を聴取して労働承継の有無を協議し、⑤当該労働者が従事する業務内容等に係る協議も行うことが予定されている。

##### (二) 協議義務違反等の取扱

(この協議では労働者の同意を得るところまでは要求されないが<sup>(89)</sup>) ①5条協議を全く行わなかったり、②それと実質的に同視できるような場合は、会社分割自体の無効原因となりうるとされる(『指針』第2-4(1)「へ」)<sup>(90)</sup>。

また、「日本アイ・ビー・エム事件」最高裁判決(最(小)判平成22年7月12日・民集64巻5号1333頁)<sup>(91)</sup>では、大要、「①5条協議が全く行われなかった場合や②同協議が行われたとしてもその際の説明や協議内容が著しく不十分なため、法が同協議を求めた趣旨に反することが明らかな場合には、労働者は労働契約承継の効力(労働承継法3条)を争うことができる」旨判示されている。従って、5条協議を等閑にすると労働者が個々の労働契約の承継の如何を争ってくる事態もありうる点には十分留意すべきである<sup>(92)</sup>。

##### (三) 協議開始時期

労働者側が「通知期限日までに十分な協議ができるよう、時間的余裕をみて協議を開始」しなくてはならないとされる(『指針』第2-4(1)「ホ」)。

(87) その理由としては、上場会社をはじめ、議案の変更をすると議決権行使書の送付による議決権行使を行った株主が全部反対票に回ったことになってしまうといった実務上の必要性が掲げられる。中村他・前掲(注5)77頁。公表されたケースにおいて実際に多数の異議申出がなされたものは存在しないようだが、この辺りの取扱については理論的・立法論的に詰めて行く必要があるかもしれない。

(88) 尚、国会審議の過程においては、政府側からは、大要、「一般ルールたる民法625条1項では使用者が労働者に対する権利を第三者に譲渡するには労働者の承諾が必要とされるところ、その特則として、(労働者の地位に重大な変更が生じうるにも関わらず)会社分割では労働者の個別の同意を要しないで労働契約が承継されるものとされるので、謂わばその『埋め合わせ』として個別の協議を義務付けたのが5条協議の趣旨」と説明される。唐津・前掲(注74)6頁等参照。

(89) 行政側も協議の結果、同意・合意に至るところまでは要求されないと考えている点については、唐津・前掲(注74)18頁・20頁など参照。

(90) 協議義務の不履行が分割の無効原因になりうることについては、国会審議における政府側答弁において既に説明されていたところであるが、①具体的に如何なる場合が不履行(協議義務違反)に該当するのか必ずしも明確ではなく、②会社分割全体につき絶対的無効とするのでは影響が大きすぎるのではないかと、といった問題点も指摘されている。(②については、極一部の労働者との間での不履行の場合には当該労働者に関してのみ無効とし、あるいはその者に選択権を付与するといった「相対的無効論」も主張されている。)この点については唐津・前掲(注74)23頁参照。

(91) 判タ1335号72頁、労働経済判例速報2081号3頁。また同最判の基準を前提に新設分割の際の労働契約の承継の個別的効力を否定した初めての公判判決として「エイボン・プロダクツ事件」東京地判平成29年3月28日・労働旬報1891号78頁・労働判例1164号71頁・労働経済判例速報2317号3頁(概要紹介としては労経速同号2頁の田中勇氣「時言 会社分割における労働契約承継の個別効力を否定した事例」)も参照のこと。

(92) 『指針』第2-4(1)「へ」。また厚労省・都道府県労働局・前掲(注74)14頁、徳住・前掲(注11)116頁、村田他・前掲(注1)17頁など参照。



## 5. 「7条措置」(集団的事前協議)

### (一) 意義と協議内容

会社分割が(承継事業と直接関係する労働者のみならず)分割会社で雇用される全労働者に少なからず影響を及ぼすことに鑑み、労働承継法7条は分割会社に「労働者の理解と協力を得る」ための努力義務を課している(「7条措置」)。ここでの「理解と協力を得る」とは「分割に伴う労働契約の承継に関して」の5条協議よりも広い概念であり<sup>(93)</sup>、労使の集団的利益調整の仕組として全労働者の利益を集団的に代表する組織(過半数組合)などとの手続が想定されている。(5条協議と違い全労働者との個別的手続が求められる訳ではない。)

具体的には、(a)労働者過半数代表(労働者の過半数で組織する労働組合、それがいない場合は過半数代表者)との協議や(b)「その他これに準ずる方法」<sup>(94)</sup>により、①会社分割をする背景及び理由、②分割後の分割会社・設立会社の債務の履行の見込みに関する事項、③主従事労働者か否かの判断基準、④分割にあたり労働者との間に生じた問題の解決手続などにつき「理解と協力を得るように努める」ことになる。(この協議でも必ずしも労働者の同意を得るところまでは要求されない。また7条措置に係る努力義務違反の効果に関しても明文の規定はないが、直接的には会社分割の無効原因にはならないと解されている<sup>(95)</sup>。)

### (二) 協議開始時期

労働承継法上は「分割に当たり」としか規定し

ていないが<sup>(96)</sup>、前述のように7条措置が5条協議の前提となる「話し合いの枠組作り」を志向するものであることから、『承継指針』上は前述の5条協議の開始までに着手すべきとされる(『指針』第2-4(2)「ニ」)。(協議内容によっては1回の協議では済まず、適宜協議を繰り返す必要があるとされる。)

尚、拙稿では以上の通り、まず労働承継法2条の通知の意義と通知時期等につき説明し、それから遡る形で5条協議や7条措置の協議開始時期についても記述してきた。次に述べるように労働承継法等に規定される日程の調整は煩瑣になりうるが、稿末の【資料17】には「承認株主総会を8月24日に開催する」という仮定でのスケジュール案を例示しておいた。実際の7条措置や5条協議の開始時期の設定に際しては、十分な協議のための時間的余裕(例えば5条協議の場合、承継される労働者の人数と協議の時間)にも配慮した期間設定が必要になる点には留意されたい。

## 6. その他

これら労働承継法(商法改正法附則5条等を含む)上の手続については、労働者保護のための特則の必要性自体は重々理解できるものの、(a)会社法等の他法令に基づく手続との調整にかかる負担は必ずしも軽くはないし<sup>(97)</sup>、(b)規定間の整合性が担保されているのか些か疑問に思われるフシ<sup>(98)</sup>も皆無でないので、全般的な制度設計や規定振り

(93) 国会審議における政府側答弁では「例えばこれは会社分割をするさいに労使間でどういう話し合いをするか、どういうことを協議するか等の枠組をつくる、そういう意味で十分な理解と協力を得る」ものだと説明されている。唐津・前掲(注74)11頁、また31頁も参照。

(94) 「その他これに準ずる方法」とは、全社レベルでの労使協議会が設置されている場合や、ユニオン・ショップ協定のある会社において当該協定を締結した労組代表と会社代表が全社レベルで協議すること等、「労使対等の立場に立ち誠意をもって協議が行われることが確保される場」が想定されている。厚労省・都道府県労働局・前掲(注74)11頁

(95) 唐津・前掲(注74)35頁。判例上の取扱としても、前記「日本アイ・ビー・エム事件」最判は、大要、「承継法7条に違反したこと自体は労働契約の承継の効力を左右するものではなく、7条措置において十分な情報提供等がなかったために5条協議がその実質を欠くことになった等の特段の事情がある場合に、5条協議義務違反の有無を判断する一事情として考慮されるにとどまる」としている。

(96) 行政当局側の説明によると、この「分割に当たり」とは「分割計画書作成作業に着手した時から分割の登記が行われる間」を指すので、早い段階で7条措置を講じることも分割会社の自由といえる。唐津・前掲(注74)32頁

(97) 集団的事前協議の期限等につき一見柔軟な枠組が規定されているようだが、実際には限られたタイムスケジュールの中で他の手続と連動して処理しなくてはならないことから「さほどの柔軟性は認められない」点については唐津・前掲(注74)39頁など参照。

(98) 例えば、①前述のように労働者への通知の時期につき、労働承継法2条の「通知期限日」が「株主総会…の日の二週間前の日の前日」(労働承継法2条3項1号)とされる一方、『承継指針』上の「通知日」が「事前開示書類の備置開始日まで」「承

には改善の余地もあるだろう。

ただ、特に異動を告げられた承継労働者側は「リストラのための『泥船分割』ではないか？」等々、雇用喪失リスクに係る不安を抱く可能性も高いので<sup>(99)</sup>、充実した協議を行い、正式な法的文書において「労働条件に変動はない」「設立会社の債務履行の見込みに問題はない」<sup>(100)</sup>等と明示することにより、かかる不安払拭の一助にできればそれに越したことはない。従って、分割会社側としても事前協議を軽視するのではなく、労働者側と（職場環境の向上等も含めた）組織再編の目的を共有できるよう、同手続を活用していくことが望まれる。

## 六 その他の手続

会社分割に際しては上の会社法・商業登記法や労働承継法上の手続の他、当該企業の事業内容や組織編成等によって様々な手続をクリアする必要がある。契約関係や資産の承継の問題をはじめ

実体的内容とも深く関係する点で実務上の重要性は高いものの、分野横断的性質や事案毎の多様性も相俟って、それらを統合的に把握して行動計画を立案するのは決して簡単ではないだろう。

### 1. 資産

承継される事業用資産は多岐に亘ることから、まずは(a)所有権を移転する資産の特定（「何を設立会社に移転し何を分割会社に留めるのか？」）や(b)所有権を移転しない場合の賃貸借契約の締結など、(c)資産の種類や移転・設定される権利内容に鑑みた処理を行わなくてはならない<sup>(101)</sup>。

この点、例えば分割会社が所有するオフィスビル、店舗、工場、物流拠点等の不動産所有権移転登記を行う場合<sup>(102)</sup>、当該不動産登記申請と会社分割登記の申請との日程調整等も図る必要がある。

一方、不動産の所有権は移転せず設立会社への賃貸で済ませる場合には、設立会社の独立性促進や税法上の見地も加味しつつ、公正な賃料や解約

---

認株主総会の招集通知発出日」「債権者保護に係る公告日」等の「いずれか早い日と同じ日に…行われることが望ましい」（第2-1(1)）とされること、②かかる「通知期限日」や「異議申出期間」の設定（通知日と異議申出期限日との間に最短「十三日間」を置く。4条2項等）に際しては「株主総会発出期限＝『総会の日2週間前まで』（会社法299条1項）と想定しているのであろうが、発出期限を1週間に短縮している非公開会社（同項括弧書き）の場合を考慮に入れているのか不明であること、③労働者の区分についても『承継指針』の「いつの間にか改正」などもあって「非主従事労働者」「従従事労働者」「不従事労働者」といった概念の使い分けが複雑化していること、④会社法上は承継事業に有機的一体性を要求しなくなったが『承継指針』上は「一定の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産」を前提としていること、⑤労働契約承継法に平成12年商法改正法附則5条が統合されないうまま18年以上放置された結果、未だに同法上の「7条措置」と同附則5条の「5条協議」という「セット」となる制度が別法令に規定されていること…などは整合性に改良の余地があるだろうし、⑥元来法律上の期間計算は決して単純ではないところ、「二週間前の日の前日」等の文言が重なったり、⑦「通知日」と「通知がされた日」（到達日）を分けて考えなくてはならなかったり、といった事柄も、法律の専門家でもない一般の経営者（また労働者）にとっては難解な表現・制度という他ない。こういった規定の複雑性は財界・経営者団体と労働者団体の利害のせめぎ合いやそれを受けた政治的要因もあるのだろうが、全般に「わかりにくい制度」は「使いにくい制度」でもあるのが通常といえる。この点、例えば「通知期限」と「望ましい」通知日の問題も含め、複数の選択肢が用意されているのは却って調整しにくいので、寧ろ逆に「手続aは何日前まで、その次の手続bは何日前まで」といった形で一義的に日程をフィックスしてしまう方が理解しやすい、といった見方もあるだろう。

(99) 徳住・前掲(注11)118頁など参照。

(100) 特に「債務の履行の見込み」については「分割してみないとわからない」部分も多く、労働者にとっては「粉飾ではないか？」といった疑義を持ちやすいかもしれない。分割時には債務超過等になりうる場面でも経営合理化により黒転の可能性はあるが、それを労働者に納得してもらうためには客観的データを元にした事業計画を練り予定されるキャッシュフロー等を懇切に説明する必要がある。尚、伊藤忠商事と丸紅の鉄鋼部門の共同新設分割においては「設立会社に不測の事態が生じた場合には、分割会社両社が雇用について責任を持つ」旨の一文を労組宛に差し入れた由であるが(徳住・前掲(注11)115頁)、中小企業による不採算事業の分離のような場合、そういった処理は難しいかもしれない。

(101) 村田他・前掲(注1)15頁参照。

(102) 尚、不動産の所有権自体は移転しないとしても、会社分割に分割会社の商号変更が伴うような場合は変更登記が必要となる。

事由等の契約条件を設定することになる<sup>(103)</sup>。

また、「分割会社が第三者たる不動産所有者（賃貸人）から賃貸している物件を設立会社に転貸する」（あるいは賃貸人を分割会社から設立会社に変更する）といった場合、通常は賃貸人との契約交渉が必要となろうが、次項に記した如く、その際には分割会社が設立会社の連帯保証人的地位で関与するか否かも問題となる。

これらに対して、動産は多種多様・大量に上ることから「全てをリストアップして帰属を明記する」といった処理は現実には不可能である。そこで、①特に重要な動産（固定資産台帳・減価償却費明細書に記載される高額品や車両、リース物品等）のみ個別のリストアップを図り、②什器等の細々した物品については「店舗」「オフィスビル」「部屋」（あるいは使用している従業員）といった単位で特定を図るなどの手当が必要となろう。

## 2. 契約及び債務

### （一）会社法上の取扱

他社との契約関係や債務が会社分割によりどのような影響を受けるのかも実務上重要である。この点、会社法上の理念としては「分割によりスピンオフされる事業に関する資産や権利義務が包

括的に移転する」（部分的一般承継）ことが予定されており、従って（承継される契約・債務については）「従前は分割会社が占めていた地位に入れ替わり、設立会社が当事者となる」との効果が発生する建前である<sup>(104)(105)</sup>。そして、この内、特に分割会社の債務に関する上の効果の正当化事由としては、（債権者の権利保障と分割手続の円滑の観点の調整の見地から）分割公告及び個別催告（810条2項）を通じた異議申述の機会が保障されていることが挙げられるであろう。

### （二）実際の取扱 !!

しかし、①会社分割公告については勿論、②前述の如く（定款の定めによる）電子公告などを行えば個別催告は省略できること（779条3項等参照）<sup>(106)</sup>などに鑑みると、第三者に対する周知性確保（手続保障）の点で些か疑問もあるし、③異議申述があった場合に「相当の担保の提供などをすれば本当に解決できるのか？」といった点でも疑問がない訳ではない。

即ち、単発的な債権債務については上記の「弁済」「担保」云々でも解決できるかもしれないが、承継が問題となるような契約関係・債務といったものは、(a) 不動産賃貸借契約の他、(b) 基本契約書を交わした上で随時スポット契約（発注・納

(103) この点、①設立会社にとっては「設立当初から賃料負担が生じるのは辛い」といった事情もあろうが、②一方で分割会社側からは「賃料の受領により分割会社が保有する設立会社株式の対価（要は子会社たる設立会社への出資）の回収を図りたい」との要望もありえ、また、③市場での賃料相場と大きく乖離した「安価な賃料設定」では税法上「寄付」との評価を受ける可能性もあるので、このあたりの利害調整はシビアになる可能性もある。

(104) この点、例えば龍田・前掲（注9）484頁は、会社分割の「効力発生日に、分割計画…の定めに従い権利義務が承継される旨の規定は、それらの権利義務が分割会社から一括して設立会社…に移ることを考えており、改めて個別の移転行為を要求するものではあるまい。もっとも、対抗要件はそれぞれの権利ごとにみかさなければならぬ」とされている。

(105) 尚、「会社分割により根抵当権が如何なる影響を受けるか」という点については、会社分割制度導入に係る商法改正時に民法398条ノ10ノ2（現行398条の10）が新設され立法上の解決が図られている。垂井・前掲（注12）232頁、あさひ法律事務所他編・前掲（注10）49頁など参照。

(106) これにつき、設立会社の履行能力に全く問題がない場面では、電子公告等をうまく利用することにより、徒に債権者側の不安を招かないように免責的承継を実施するという選択肢もない訳ではない。尚、かつてはそれとは逆に「債務超過に陥ったA社が自社には債務だけを残し、積極財産を分離してB社を新設分割して実質的に債務逃れをする」（A社に債務の履行を請求できる「残存債権者」には異議申述の機会が付与されていない）という所謂「濫用的会社分割」が横行したことから、最判平成24年10月12日（民集66巻10号3311頁）のように詐害行為取消権（民法424条）により会社分割の取消請求を認めたり、福岡地判平成23年2月17日（金法1923号95頁）のように法人格否認の法理を認める裁判例が出たこともあり、2014年会社法改正により、会社が残存債権者を害することを知って会社分割を行った場合には、承継された財産の価額を限度として設立会社に債務の履行を請求できるものと改められた（759条4項・764条4項）。この点については田辺光政『会社法入門〔第2版〕』（新世社、2016年）225頁、太田・前掲（注29）424頁、また龍田・前掲（注9）476頁など参照。

品)を行うような継続的取引や、(c)融資契約、(d)知的財産権(特許、商標など)・ソフトウェアの使用許諾の如く、長期的関係を構築する債権債務関係の場合が多いと思われるが、こういった継続的性質を有する契約等については将来に亘って信頼関係を確保しなくては事業上支障が生じうる。そこで、たとえ会社分割により設立会社が分割会社に代わって当事者になるにしても、信義則上、実際には分割計画の作成と並行して相手方と契約更改等の交渉を行っていく必要がある。

蓋し、当初から会社分割を見込んで契約書を作成するケースは通常ありえず、仮に契約関係の承継を認めるとしても、所謂「重疊的承継」(「併存的承継」「重疊的債務引受」とも：設立会社だけではなく分割会社も従前の契約につき連帯債務を負うタイプ)になるのか「免責的承継」(承継された債務については設立会社のみが責任を負う)になるのか(あるいはソフトウェア使用許諾のような場合、相手方と分割会社・設立会社双方の間での契約になるのか)、といった点を確定しておくことが必要だからである。この交渉に際しては、相手方からすれば重疊的承継でないと信用力の点で不安が生じうる一方、分割会社の立場からは免責的承継でないと「不採算部門をスピノフする意味がなくなる」等々、両者の利害対立も往々にして生じうるので<sup>(107)</sup>、後日の紛争防止の観点からも慎重な調整が望まれる。

### 3. 許認可・届出など

銀行業や鉄道航空業、電力業といった大企業向けの事業であれ、運送業、飲食店、食品製造・販売、前払式割賦販売、貸金、不動産流通、建設、美容所・理容所、中古品(古物)の販売、一般酒類販売・

酒類通販、動物取扱業(ペットショップ)といった中小企業も多い事業であれ、業法上の許認可や届出(免許・登録等含む)が必要な事業分野は多岐に亘る。そこで、それら許認可事業を営む場合には主務官庁(行政)への許認可申請・届出等の要件をクリアしておくことが不可欠となるが、その際には、①「分割会社と設立会社の何れがライセンスを必要とするのか?(それとも双方か?)」、②「根拠法上、設立会社に承継が可能なのか?」といった考慮が必要となる。また、③許認可が承継不可能で且つ会社分割後すぐに設立会社の許認可事業の遂行が必要となるような場合には、(許認可の取得には申請者自身の存在が前提となることから、新設分割ではなく)「一旦受け皿となる子会社を設立して当該子会社に新たに許認可を得させた上で、当該子会社を承継会社とする吸収分割を行う」という「受け皿方式」のスキームを採用せざるをえないだろう<sup>(108)</sup>。

許認可の要件や手続の詳細、所要の期間・費用といったものは許認可等の種類によって区々なので<sup>(109)</sup>、それぞれにつきどういった対応をすべきか、許認可事業の洗い出しから業法・通達等の調査、行政窓口での相談、スケジュール管理など、遂行すべき課題は多い。

## 4. その他

### (一) 金融商品取引法など

上場企業によるスピノフ上場の場合、一般のIPO同様の新規上場申請が必要とされ、特に新設分割においては「分割前には新規上場すべき設立会社自体が存在しない」という問題があるが、これについては東証有価証券上場規程等で一定限度手当がなされている由である<sup>(110)</sup>。また上場会

(107) 村田他・前掲(注1)16頁参照。

(108) 村田他・前掲(注1)15頁参照。

(109) 例えば、みずほ総合研究所他・前掲(注12)209頁以下は「一般貨物自動車運送業の許可のように許認可事業を営む会社の合併や分割に行政庁の許可が必要とされるもの、すなわち許可がなければ合併や分割ができないものや、建設業の許可のように合併や分割で承継されることがなく新規に許可を受けなければならないもの、倉庫業の登録のように合併や分割によって許認可を受けた地位が承継され所定の期間内の届出だけですむものもある旨指摘されている。

(110) 即ち、設立会社未設立の段階では分割会社(分離元たる上場企業)が申請者となり、申請期・直前期等の事業継続年数、利益額なども分割会社の財務書類上の数値を審査対象とする、といった手当がそれである。但し、分割会社の株主総会特別決議により承認決議があった後にしか上場申請ができないとされており、「それでは設立会社の上場を予定する会社分割の承認決議を行えるか?」には疑義もあり、一層の規程整備等が望まれる。この点、村田他・前掲(注

社の会社分割に伴って分割会社株主に設立会社株式が現物配当されるような場合には有価証券届出書の提出が必要になる(金商法4条1項2号)<sup>(111)</sup>。

## (二) 独占禁止法

独禁法上の企業結合規制により、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ような効果を生ずる会社分割は禁止される(独禁法15条の2第1項)。そこで、例えば「*a*事業を営む国内売上高合計額200億円超のA社が全部承継会社(事業全部を別会社C社に承継させようとする会社)になり、B社(その営む事業の内、*a*事業の国内売上高30億円を超える会社)と共同新設分割を行って*a*事業を行うC社を設立する」といったケースでは、予め公正取引委員会に対して「会社分割に関する計画届出書」と添付書類の提出を行い、審査を受けておく必要がある(独禁法15条の2第2項・3項)<sup>(112)</sup>。尚、同届出書の受理から原則として30日間は分割禁止期間(また届出受理後、原則として120日間は公取委の審査期間)とされるので、それらの期間を考慮に入れてスケジュールを組まなくてはならない<sup>(113)</sup>。

## おわりに

本稿ではスピンオフのための新設分割を念頭に、会社分割に際して必要となる手続とその留意点につき論じてきた。繰り返しになるが、同手続に関連する会社法・労働承継法その他関連法令の調整・統合等、形式面で整備すべき事項も散見されるし、また、「会社法上の債権者保護手続の履践により承継される権利義務の主体が(分割の効力

発生日に) 設立会社に自動的に入れ替わる、との建前がどこまで妥当するのか?」等々、実質面に係る未解決の理論的課題も残されている。

上記で検討できなかった点を一つだけ付言しておく、今日では(中小企業を含め)国際的に事業展開する企業は珍しくないにも関わらず、日本の実質法上、海外展開する日本企業の会社分割手続を想定した規定は皆無だということである。この点、例えば以下のような設問を検討してみてもどうか。(所謂「法性決定」や「法人従属法の適用範囲」の問題は狭義の国際私法(法選択規則)上の検討課題であるが、①海外の債権者・株主・労働者等に対して適用される場合の日本の実質法(会社法、労働承継法など)の適用のあり方(「日本の官報ではなく現地媒体と読み替えるのか?」といったこと)や②そもそも「海外所在の債権者・労働者等への適用を予定しているのか?(属地的性質があるのか?)」といった事項は実質法上も検討しておくのが望ましい筈である。)

**【設問1】日本の会社法に基づき設立された日本企業X社は、外国たるA国の債権者P社に対して債務を負っている。同債務が新設分割により設立会社Y社(日本企業)に承継される場合、債権者保護手続はどのように行えばよいか?**

この場合、①仮にX社の法人従属法(法適用通則法には明文規定ナシ)<sup>(114)</sup>の問題として日本の会社法上の処理をするのならば、国内事案同様、官報による公告とP社に対する個別催告を行うことになろうが、官報に掲載する意味はあるのか。また個別催告につき定款に規定する日本の日刊新聞紙上の公告(あるいは日本語の電子公告)で済ませた場合どうか。

②仮に分割会社から設立会社への個別の債務の移転(債務引受)<sup>(115)</sup>の問題として当該債権(債務)の準拠法(契約準拠法など)を適用する場合、準拠実質法上の民法(債権法)

1) 18頁参照。

(111) 組織再編時の開示(有価証券届出書の提出)については、例えば近藤光男他『金融商品取引法入門』(商事法務、2009年)142頁、鳥飼総合法律事務所他編著・前掲(注12)55頁、あさひ法律事務所他編・前掲(注10)146頁以下など参照。

(112) 公取委HP「分割の届出制度」([www.jftc.go.jp/todokede/bunkatsu2](http://www.jftc.go.jp/todokede/bunkatsu2))など参照。

(113) 鳥飼総合法律事務所他編著・前掲(注12)54頁は「実務上は受理されない可能性がある関係で、余裕を見て40日前に届出を済ますように」とするとされている。独禁法関係については、あさひ法律事務所他編・前掲(注10)162頁以下なども参照。

(114) 日本の国際私法における会社等法人の取扱については松岡博(高杉直補訂)『国際関係私法講義[改題補訂版]』(法律文化社、2015年)160頁以下、中西康他『国際私法』(有斐閣、2014年)203頁以下など参照。但し、同分野の学者側の著述では「国際的に事業展開する会社の企業再編」を巡る問題まで言及される機会は少ない。従前の国際会社法分野の議論としては、例えば落合誠一他「シンポジウム 国際会社法」私法67号48頁以下、早川吉尚「会社法の抵触法的分析」商事法務1706号21頁以下など参照。

(115) 国際私法上の債務引受(また債権譲渡)の取扱については中西・前掲(注114)250頁以下など参照。

的規制のみを適用するのか、会社法分野も見るとか。

【設問2】逆に上のX社がA国の債務者Q社に債権を有しており、会社分割により設立会社Y社にそれを承継させる場合、法人従属法上の問題か、債権譲渡（通則法23条）<sup>(116)</sup>の問題か？

【設問3】上のX社はA国に海外支店を設置して日本で雇用了日本人労働者Rを outward させると共に、現地採用したA国人労働者Sを使用している。当該海外支店の事業につき設立会社Y社に包括的に承継させる場合、労働者保護手続はどういう形で行えばよいか？（また、Rを海外子会社に outward させている場合はどうか？）

Rに関しては雇用契約自体の準拠法は日本法とされる可能性が高く（通則法7条、8条1項・2項等）、X社としても5条協議や労働承継法に基づく通知を行うことにさほど抵抗を感じる訳ではなからう。（但し、Rの帰国時に5条協議を行うのか等、具体的手続の進め方は検討対象となるし、通常より手続的負担は増えようが。）

一方、Sに関しては、仮に雇用契約の準拠法を日本法に設定している場合、①日本法上の労働契約承継手続を踏むと共に、②Sが労働提供地たるA国法（通則法12条2項）の労働者保護に係る強行規定（同条1項）の適用を希望すればA国法上の手続も同時に履践すべきことになるが（重畳適用）、それらをどう調和させるのか<sup>(117)</sup>。また、雇用契約の準拠法がA国法となる場合、（同じ海外支店の労働者でも outward 組と現地採用組とで峻別した上で）日本法に基づく協議や通知等は一切しないのでよいのか。（尚、X社側の思考としては、たとえ「A国の労働法のみ適用される」場合だったとしても「外国の労働法の調査には手間もコストもかかるので、まずはA国支店を便宜上閉鎖した上で分割手続を進める」といった方向に流れる可能性も低くはない。「外国法と日本法との重畳適用」の場合なら尚更「煩雑だから避けたい」ことであろう。）

【設問4】日本企業X社が外国たるA国に子会社Y社（A国企業）を設立する形での新設分割を行う場合、日本とA国それぞれにおける手続はどのような形になるか？

上記の如く、我が国に会社分割制度が導入されて18年が経過したものの、同制度自体まだまだ完成されたシステムとはいえ、実際に会社分割手続を遂行するに際しては（理論的に未解決の部分をはじめ）「手探り」で克服せざるをえない問題も少なからず存在する。現実的で遺漏のない制度を構築していく上ではそういった各企業の実体験に基づく知見を集積化・共有化して立法論上の議論に活用すべき要請が強いが、実際に会社分割を済ませた企業にとっては一過性の経験になりがちであり、（有名な上場企業のケースなどを除き）世に広く開示される機会は極めて限られていることから、中々立法論へとフィードバックできてこなかったのが現状ではなからうか。その意味では、今後一層、会社分割に携わる士業者や経営者等、実務家サイドからの情報発信が重要であるように思える。

実は筆者の本稿執筆の契機も（会社側の立場から）「スピンオフのための会社新設分割」手続に些か関与する機会を得たことにあるが、紙幅や守秘義務の都合から「実際に直面した問題とその解決手段」の詳細を開示できなかった。具体的な事例紹介については今後の重来を期し、今般はここで一先ず擱筆としたい。

（2018年3月24日脱稿）

(116) 国際私法上の債権譲渡の取扱については松岡・前掲（注114）143頁以下、野村美明他『ケーススタディー国際関係私法』（有斐閣、2015年）54頁など参照。

(117) 国際私法上の労働契約の取扱については松岡・前掲（注114）110頁以下、中西・前掲（注114）234頁以下など参照。

## 【資料1】新設分割計画書の記載例

<b>新 設 分 割 計 画 書</b>													
<p>中之島貿易株式会社（以下「甲」という）は、以下の計画（以下「本計画」という）に従い、甲の営む不動産事業部門に属する事業（以下「本件事業」という）を分割し、新たに設立する大阪市中央区北浜四丁目3番1号、株式会社北浜リアルエステート（以下「乙」という）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という）を行うため、この新設分割計画書を作成する。</p>													
1. 目的	本件新設分割により、甲が本件事業に関して有する権利義務を、本計画の定めに従って乙に承継させる。												
2. 乙の定款等	乙の商号、目的、本店の所在地及び発行可能株式総数その他、定款に定める事項は（別紙一：*乙の定款）のとおりである。												
3. 乙の設立時の取締役及び監査役	乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次の者とする。												
	<table border="0"> <tr> <td>取締役</td> <td>本多</td> <td>忠勝</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>榊原</td> <td>康正</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>井伊</td> <td>直政</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>酒井</td> <td>忠次</td> </tr> </table>	取締役	本多	忠勝	同	榊原	康正	同	井伊	直政	監査役	酒井	忠次
取締役	本多	忠勝											
同	榊原	康正											
同	井伊	直政											
監査役	酒井	忠次											
4. 乙が甲から承継する資産・債務・雇用契約その他の権利義務に関する事項	乙は、本件新設分割の日において、本件事業に係る次に掲げる資産・負債その他の権利義務を承継する。乙の承継する資産及び負債は、平成30年6月30日を算定基準日とし、同日現在の当社の貸借対照表を基礎として、本件新設分割の日までの増減を加除した上で確定する。なお、承継する資産等の詳細は（別紙二：*承継権利義務明細表）の通り。												
	(1) 承継する資産 本件事業及びこれに付随する一切の流動資産及び固定資産。												
	(2) 承継する債務 本件事業及びこれに付随する一切の買掛金・未払金・未払費用。なお、債務の承継は、原則として免責的債務引受の方法による。												
	(3) 労働契約 本件新設分割の日において、甲に属する従業員に係る雇用契約（勤続年数も含む）及び甲と当該従業員との間の全ての権利義務。												
	(4) 承継する契約上の地位等 本件事業に属する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。												
5. 乙が本件新設分割に際して交付する株式の数	乙は、本件新設分割に際して普通株式 10,000 株を発行し、これを甲に割り当てる。												
6. 乙の資本金及び準備金	乙の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。												
	(1) 資本金：金 5,000 万円												
	(2) 資本準備金：設立時株主払込資本額から上記（1）の額を控除して得た額												
7. 競業避止義務	甲は、本件新設分割後においても、乙に対して競業避止義務を負わないものとする。												
8. 条件の変更等	甲は、本計画作成後、乙の成立に至るまでの間、不可抗力その他の事由により甲の財産状態又は経営状態に著しい変動が生じたときは、本計画を変更し又は本件新設分割を中止することができる。												
9. 株主総会	本計画を承認すべき株主総会は、平成30年8月24日に開催するものとする。												
10. 分割をなすべき時期	本件新設分割につき、会社法第924条第1項第1号「へ」に基づき当社が定める日は、平成30年10月1日とする。但し、手続の進行に応じて必要あるときは、これを変更することができる。												
11. 本計画の効力	本計画は、株主総会における承認を得られないときは、その効力を失う。												
12. その他の事項	本計画に定める事項のほか、本件新設分割に必要な事項は、本計画の趣旨に基づき適宜決定する。												
平成30年7月18日													
大阪市北区中之島一丁目2番3号 中之島貿易株式会社 代表取締役 徳川 家康（印）													

\*中村・前掲（注5）64頁、あさひ法律事務所他編・前掲（注10）46頁、吉岡・前掲（注27）335頁他を参考に作成

\*\*上記第3項につき、例えば「代表取締役 本多 忠勝」といった形で代取の指定までしておけば、登記申請時に後掲【資料12】の如き「設立時代表取締役選定決議書」の添付は不要となる。

## 【資料2】 事前開示書類の記載例

## 事前開示書類

当社は平成 30 年 7 月 18 日付新設分割計画に基づき、平成 30 年 10 月 1 日を以て新たに設立する会社（以下「設立会社」という）に、当社の営む不動産事業部門（以下「本件事業」という）を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という）を行う予定です。つきましては、会社法第 803 条第 1 項及び同法施行規則第 205 条に基づき、以下の通り開示します。

## 記

## 1. 新設分割計画

## 別紙の通り

## 2. 新設分割に際して交付する株式の数並びに設立会社の資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

## (一) 設立会社が交付する株式の数

本件新設分割により、設立会社は普通株式 10,000 株を発行し、その全てを当社に割当て交付します。

従いまして、当社は本件新設分割に際して設立会社が発行する株式の全てを取得しますので、本件新設分割によっても当社の純資産には変動がなく、設立会社が交付する株式数についても当社が任意に定めることができると解されるどころ、本件新設分割の目的に鑑み、当社の完全子会社となる設立会社の適正且つ効率的な管理を行うには上記株式数を以て相当と判断致しました。

## (二) 資本金及び準備金の額

設立会社の資本金の額は金 5,000 万円、資本準備金は設立時株主払込資本額から上記資本金の額を控除して得た額とします。

本件新設分割に際しては会社計算規則 49 条の規定に従って資本金及び資本準備金の額を定めるべきところ、機動的且つ柔軟な資本政策の実現を目的とし、また設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動に係る諸事情を勘案した上で、上記の金額を以て相当と判断致しました。

## 3. 債務の履行の見込みに関する事項

## (一) 当 社

上記の通り、当社は、設立会社に承継させる本件事業に関する権利義務の対価として、設立会社が発行する株式の全てを取得しますので、本件新設分割によっても当社の純資産には変動がありません。また、当社の本件分割後の事業活動に関して、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されません。従いまして、本件新設分割後においても、当社の債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

## (二) 設立会社

平成 30 年 6 月 30 日現在において、本件新設分割により設立会社が当社から承継する予定の資産の額は〇〇百万円、負債の額は〇〇百万円であり、純資産の額が負債の額を上回っています。また、設立会社の本件新設分割後当面の事業成績の見込みについては別紙「事業計画の概要」記載の通りです。更に、設立会社の本件新設分割後の事業活動に関して、設立会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されません。従いまして、本件新設分割後においても、設立会社の債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

## 4. 当社の最終事業年度末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

特にございません。

以 上

平成 30 年 8 月 1 日

大阪市北区中之島一丁目 2 番 3 号

中之島貿易株式会社

代表取締役 徳川 家康 (印)

\*中村他・前掲(注5)83頁他を参考にして作成



## 【資料3】承認株主総会の議決権行使参考書類の記載例&lt;書面投票または電子投票制度採用会社の場合&gt;

1. 議決権を有する株主が有する株式の総数 500,000株
2. 議案及び参考事項  
… (略) …
- 第2号議案 新設分割計画書の承認の件
- (一) 新設分割の必要性  
当社は従前より貿易事業を中心としつつ、事業用のオフィスビル等の取得・賃貸・管理など不動産事業も行ってきたものでありますが、両事業部門で日常業務の内容・収益構造等が大きく異なります。そこで、今般、新設分割により当社から設立会社へと不動産事業部門を承継し、独立経営させることで、当社・設立会社共に意思決定の迅速化や独立採算によるモラル向上を図り、グループ全体としての収益率及び競争力の強化、ひいては事業価値の一層の充実を目的とするものです。
- (二) 新設分割計画書の内容の概要  
新設分割により、当社の不動産事業部門の債権債務及びこれに付随する一切の権利義務を大阪市中央区北浜四丁目3番1号に設立する株式会社北浜リアルエステートに承継させます。分割に際して株式会社北浜リアルエステートが発行する株式は全て当社に割当て、交付させます。
- (三) 事前開示事項の内容の概要  
設立会社が当社に交付する株式の数や設立会社の資本金等の額については、新設分割計画書記載の通りで相当と判断しております。また、当社・設立会社共に債務の履行の見込みに問題はないものと考えております。
- \*尚、事前開示書類は平成30年8月1日より当社本店に備え置きし、新設分割計画書・設立会社定款等も同書類に添付しております。
- … (略) …

\*垂井・前掲(注12)76頁他を参考に作成

## 【資料4】新設分割公告の記載例

第65期決算公告		
平成30年6月30日		
大阪市北区中之島一丁目2番3号 中之島貿易株式会社 代表取締役 徳川 家康		
貸借対照表の要旨		
(平成30年6月30日現在) (単位:百万円)		
資の産部	流動資産	1,941
	固定資産	1,050
	合計	2,991
負債及び純資産の部	流動負債	971
	固定負債	49
	株主資本	1,971
	資本金	90
	利益剰余金	1,881
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	700
	合計	2,891

新設分割公告

当社は、平成三十年八月二十四日開催の当社株主総会の承認決議を得て、新設分割により新設する株式会社北浜リアルエステート(大阪市中央区北浜四丁目三番一号)に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年八月二十七日  
大阪市北区中之島一丁目2番3号  
中之島貿易株式会社  
代表取締役 徳川 家康

\*株兵庫官報販売所・前掲(注54)の雛形を元に作成

\*\*官報実務上、①出稿日が限定されており、且つ出稿から掲載まで時間がかかること、②総会で承認された決算(BS要旨)しか掲載を認めない官報代理店(「官報販売所」)もあることなどには十分注意が必要である。

## 【資料5】債権者異議申述の個別催告書の記載例

拝啓 貴社益々ご清栄のことお慶び申し上げます。さて、当社は、来る平成30年8月24日開催の定時株主総会において、新設分割により不動産事業部門の債権債務を移転し株式会社北浜リアルエステートを設立する旨の承認を受けました。株式会社北浜リアルエステートは、当社の不動産事業に関する権利義務の一切を承継致します。(この新設分割に係る新設分割計画書は当社本店にて事前開示し、官報(平成30年8月27日掲載)を以て公告しております。)

尚、株式会社北浜リアルエステートの資本金額は金5,000万円とします。

この新設分割に対し異議がございましたら、平成30年9月27日までにその旨をお申し出頂たく、会社法810条2項の規定に基づき催告致します。

敬 具

平成30年8月27日  
大阪市北区中之島一丁目2番3号  
中之島貿易株式会社  
代表取締役 徳川 家康

\*垂井・前掲(注12)88頁、みずほ総合研究所他・前掲(注12)206頁他を参考に作成

## 【資料6】株主側からの分割計画反対通知の記載例

平成 30 年 8 月 11 日
中之島貿易株式会社 御中
<b>分割計画書反対通知書</b>
先般ご通知頂きました貴社を分割会社とする新設分割計画書に反対の旨、本状を以てご通知申し上げます。尚、私は平成 30 年 8 月 11 日現在、貴社の普通株式 1, 200 株を所有するものです。
茨木市西安威1丁目2番3号 (株主) 石田 三成

\*垂井・前掲（注 12）83 頁他を参考にして作成

## 【資料7】反対株主宛の会社分割通知の記載例

平成 30 年 8 月 27 日
株主各位
<b>会社分割通知</b>
大阪市北区中之島一丁目 2 番 3 号 中之島貿易株式会社
当社は、新設分割により設立する株式会社北浜リアルエステート（住所 大阪市中央区北浜四丁目3番1号）に、当社の不動産事業部門の権利義務を承継することになりましたので、会社法第 806 条第 3 項に基づき通知致します。
尚、この新設分割の効力発生日は、平成 30 年 10 月 1 日の予定です。
以 上

\*中村他・前掲（注 5）87 頁他を参考にして作成

## 【資料8】株主側からの株式買取請求書の記載例

平成 30 年 8 月 31 日
中之島貿易株式会社 御中
<b>株式買取請求書</b>
私は平成 30 年 8 月 11 日付けの前便にて、貴社を分割会社とする新設分割計画書につき反対の旨通知し、同年 8 月 24 日開催の株主総会においても分割計画書に反対する議決権行使をしたにも関わらず、同総会にて承認手続が完了し、分割計画書の効力が発生しました。
つきましては、私の所有に係る下記貴社株式を公正な価額で買い取り頂きたく、本状を以て請求致します。
<b>記</b>
貴社普通株式 1, 200 株
茨木市西安威1丁目2番3号 (株主) 石田 三成

\*垂井・前掲（注 12）83 頁他を参考にして作成

## 【資料9】事後開示書類の記載例

## 事後開示書類

中之島貿易株式会社（以下「分割会社」という）は、平成 30 年 7 月 18 日付新設分割計画に基づき、平成 30 年 10 月 1 日を以て新たに設立された株式会社北浜リアルエステート（以下「設立会社」という）に、分割会社の営む不動産事業部門（以下「本件事業」という）を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という）を行いました。つきましては、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び同法施行規則第 209 条並びに会社法 815 条第 3 項第 2 号に基づき、以下の通り開示します。

## 記

## 1. 新設分割の効力発生日

平成 30 年 10 月 1 日

## 2. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過

## (一) 会社法第 806 条及び第 808 条による手続の経過

分割会社は、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項に基づき、平成 30 年 8 月 9 日に株主に対し通知を行ったところ、以下の通り、本件新設分割に対する反対の意思を通知した株主がございましたが、本件新設分割への影響はありませんでした。

反対の意思を通知した株主 1名（1, 200 株）

また、以下の通り、会社法第 806 条の規定に基づき、分割会社に株式の買取請求をした株主がございました。

買取請求をした株主 1名（1, 200 株）

尚、分割会社は新株予約権を発行していませんので、会社法第 808 条の規定による手続は実施していません。

## (二) 会社法第 810 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 8 月 27 日に、本件新設分割に異議のある債権者は一定の期間内に申し出るよう、官報による分割公告及び個別催告を行ったところ、異議申述した債権者は特にございませんでした。

## 3. 本件新設分割により設立会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

設立会社は、平成 30 年 10 月 1 日を以て、分割会社より本件新設分割計画の記載に従い、本件事業に係る資産、負債その他の権利義務、契約上の地位等を承継しました。承継した資産は〇〇百万円、負債は△△百万円（但し何れも暫定値）であります。

## 4. その他本件新設分割に関する重要な事項

設立会社は、本件新設分割に際し、新たに発行した普通株式 10, 000 株を分割会社に交付しました。

以上

平成 30 年 10 月 1 日

分割会社 大阪市北区中之島一丁目 2 番 3 号

中之島貿易株式会社

代表取締役 徳川 家康 (印)

設立会社 大阪市中央区北浜四丁目3番1号

株式会社北浜リアルエステート

代表取締役 本多 忠勝 (印)

\*中村他・前掲（注 5）101 頁他を参考にして作成

## 【資料10】新設分割設立会社に係る設立登記申請書（本体）の記載例

## 株式会社新設分割による設立登記申請書

1. 商 号 株式会社北浜リアルエステート
1. 本 店 大阪市中央区北浜四丁目3番1号
1. 登記の事由 平成30年9月27日新設分割による会社分割手続終了
1. 登記すべき事項 別添FDのとおり
1. 課税標準金額 金5,000万円
1. 登録免許税 金350,000万円
1. 添付書面
- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 新設分割計画書                               | 1通 |
| 定款                                    | 1通 |
| 分割会社の株主総会議事録                          | 1通 |
| 取締役、監査役の就任承諾書                         | 4通 |
| 設立時代表取締役選定決議書                         | 1通 |
| 設立時代表取締役の就任承諾書                        |    |
| 設立時代表取締役選定決議書の記載を援用する。                |    |
| 印鑑証明書                                 | 1通 |
| 公告及び催告をしたことを証する書面                     | 3通 |
| 資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面 | 1通 |

上記のとおり登記の申請をします。

平成30年10月1日

大阪市中央区北浜四丁目3番1号  
申 請 人 株式会社北浜リアルエステート

吹田市山田西一丁目2番3号  
代表取締役 本多 忠勝（印）  
連絡先の電話番号 090-8765-4321

大阪法務局 本局 御中

（受付番号票貼付欄）

\*吉岡・前掲（注27）332頁、会社法実務研究会編・前掲（注70）[1：本井]207頁他を参考にして作成

N.B.

(1)登記事項については、磁気ディスクで提出ではなくOCR用申請用紙に記載して提出する場合、「別紙のとおり」と記載する。

(2)代表取締役に選定された者が「取締役の就任承諾書」を提出しており、且つ、「設立時代表取締役選定決議書」（「代表取締役の選定に関する書面」とも）に押印している限り、「代表取締役の就任承諾書」は不要。（「設立時代表取締役選定決議書の記載を援用する。」と記載すれば足りる。）

(3)印鑑証明書は設立時代表取締役に選定された者の印鑑につき添付する。

(4)債権者異議を申述した債権者がいた場合、「異議を述べた債権者に対し、弁済若しくは担保を供し、若しくは信託したことを証する書面又は上申書」を添付する。

(5)設立会社と分割会社の法務局の管轄が異なる場合は、「新設分割会社の登記事項証明書」を添付する。

## 【資料11】設立会社の設立登記申請書「別添FD」（登記事項）の入力例

<p>「商号」株式会社北浜リアルエステート  「本店」大阪市中央区北浜四丁目3番1号  「公告をする方法」電子公告を利用する。  「目的」  1 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業  2 動産の賃貸借、仲介及び管理業  3 金銭の貸付、為替取引、債務の保証及び債権の売買等の金融業  4 株式、公社債など有価証券の保有、売買及び運用  5 前各号に付帯する一切の業務  「発行可能株式総数」40,000株  「発行済株式の総数」10,000株  「資本金の額」5,000万円  「株式の譲渡制限に関する規定」  当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。  「役員に関する事項」  「資格」取締役  「氏名」本多忠勝  「役員に関する事項」  「資格」取締役  「氏名」榊原康正  「役員に関する事項」  「資格」取締役  「氏名」井伊直政  「役員に関する事項」  「資格」代表取締役  「氏名」本多忠勝  「役員に関する事項」  「資格」監査役  「氏名」酒井忠次  「取締役会設置会社に関する事項」  取締役会設置会社  「監査役設置会社に関する事項」  監査役設置会社  「登記記録に関する事項」  大阪市北区中之島一丁目2番3号中之島貿易株式会社から分割により設立</p>
--

\*吉岡・前掲（注27）334頁、会社法実務研究会編・前掲（注70）[1：本山]211頁他を参考にして作成

\*\*「資本金の額」については、設立会社が分割会社に交付する財産の全部が設立会社の株式の場合、設立時資本金額は「零」以上の金額で適当に定めることができる。その場合、設立会社（代表取締役）名義で作成した、①設立時資本金額と②「会社計算規則49条の規定に従って計上したことに相違ない旨、証明致します」と記載した「資本金の額の計上に関する証明書」を添付すればよい。

## 【資料12】 設立時代表取締役選定決議書の記載例

<b>設立時代表取締役選定決議書</b>	
平成 30 年 9 月 28 日午後 15 時 30 分より、大阪市北区西天満四丁目 1 番 3 号の当社新設分割設立事務所内において、設立時取締役全員出席し、その全員一致の決議により、次の通り設立時代表取締役を選定した。尚、被選定者は即時その就任を承諾した。	
設立時代表取締役	本 多 忠 勝
上記代表取締役の選定を証するため、設立時取締役の全員は、次の通り記名押印する。	
平成 30 年 9 月 28 日	
株式会社北浜リアルエステート	
出席設立時取締役	本 多 忠 勝 (印)
出席設立時取締役	榊 原 康 正 (印)
出席設立時取締役	井 伊 直 政 (印)

\*吉岡・前掲（注 27）338 頁、会社法実務研究会編・前掲（注 70）[1：本井]195 頁他を参考にして作成

## 【資料13】 就任承諾書の記載例

<b>就 任 承 諾 書</b>	
私は、平成 30 年 8 月 24 日、貴社の設立時取締役に選任されたので、その就任を承諾します。	
平成 30 年 9 月 28 日	
吹田市山田西一丁目2番3号	
本 多 忠 勝 (印)	
株式会社北浜リアルエステート 御中	

\*会社法実務研究会編・前掲（注 70）[1：本井]150 頁他を参考にして作成

## 【資料14】 異議を申述した債権者がいないことを証する書面の記載例

<b>上 申 書</b>	
平成 30 年 8 月 24 日の株主総会決議に基づき、分割により設立する株式会社北浜リアルエステートを設立会社とする新設分割につき会社法第 810 条の規定に基づいて官報に公告し、また「知れている債権者」には個別催告もしましたが、所定の期間内に異議を申述した債権者はございませんでした。	
以てここに上申致します。	
平成 30 年 9 月 28 日	
大阪市北区中之島一丁目 2 番 3 号	
中之島貿易株式会社	
代表取締役 徳 川 家 康 (印)	
大阪法務局 本局 御中	

\*吉岡・前掲（注 27）341 頁他を参考にして作成

## 【資料15】分割会社に係る変更登記申請書（本体）の記載例

**新設分割による株式会社変更登記申請書**

1. 商 号 中之島貿易株式会社  
1. 本 店 大阪市北区中之島一丁目 2 番 3 号  
1. 登 記 の 事 由 新設分割による変更  
1. 登 記 す べ き 事 項 平成 30 年 8 月 24 日大阪市中央区北浜四丁目3番1号株式会社北浜  
リアルエステートに分割  
1. 登 録 免 許 税 金 30,000 円  
1. 添 付 書 面  
代表取締役の印鑑証明書 1通

上記のとおり登記の申請をします。

平成 30 年 10 月 1 日

大阪市北区中之島一丁目 2 番 3 号  
申 請 人 中之島貿易株式会社

高槻市天神二丁目3番4号  
代表取締役 徳川 家康（代表印）

大 阪 法 務 局 本 局 御 中

（受付番号票貼付欄）

\*吉岡・前掲（注 27）343 頁他を参考にして作成

## 【資料16】労働契約承継法2条に基づく労働者への通知の記載例

青山 忠俊 殿	平成 30 年 8 月 1 日	
<b>会社分割に伴う労働契約の承継に関する通知</b>		
	中之島貿易株式会社 人事部長 春日 福子	
<p>当社は、この度、会社分割をすることとし、当社を新設分割会社、株式会社北浜リアルエステートを新設分割設立会社（以下「設立会社」という）とする新設分割計画を作成しました。当該会社分割に関し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という）第2条第1項の規定に基づき、下記の通り、通知します。</p>		
<b>記</b>		
1. 設立会社に承継される事業の概要 当社の不動産事業部門に関する事業		
2. 会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）以後における商号、住所・所在地、事業内容及び雇用予定労働者数		
	当 社	設 立 会 社
商 号	中之島貿易株式会社	株式会社北浜リアルエステート
住所・所在地	大阪市北区中之島一丁目2番3号	大阪市中央区北浜四丁目3番1号
事 業 内 容	電気機器の輸出入に関する事業 損害保険代理業	不動産の売買、賃貸及び管理に関する事業
雇用予定労働者数	60人	10人
3. 効力発生日 平成 30 年 10 月 1 日		
4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項 当社及び設立会社は、効力発生日以後における債務の履行の見込みにつき問題ありません。		
5. 労働契約を承継する旨の新設分割契約における定めの有無 当社作成の新設分割計画書には、貴殿の労働契約を設立会社が承継する旨の定めがあります。		
6. 会社分割による労働条件の承継 当社が労働者との間で締結している労働契約であって新設分割計画上設立会社が承継する旨の定めがあるものは、分割の効力発生日以後、当社から設立会社に包括的に承継されるので、その内容たる労働条件は、そのまま維持されます。		
7. 法第2条第1項各号のいずれに該当するかの別 法においては、新設分割会社が雇用する労働者について、以下の①②の区分があります。 ① 設立会社に承継される事業に主として従事する者＝「法第2条第1項第1号の労働者」 ② 新設分割計画上、設立会社が労働契約を承継する旨の定めがある者（①の者を除く） ＝「法第2条第1項第2号の労働者」 貴殿は、法第2条第1項第2号の労働者に該当します。		
8. 効力発生日以後において従事する事業の内容、就業場所その他の就業形態 貴殿は、設立会社の不動産事業部門に関する事業に従事する予定です（北浜営業所に配属）。		
9. 法第4条第1項又は第5条第1項の異議申出ができる旨及び異議申出先 法においては、 (a) 設立会社に承継される事業に主として従事する労働者が、労働契約を設立会社に承継されないこと (b) 設立会社に承継される事業に主として従事しない労働者が、労働契約を設立会社に承継されること について、書面により異議を申し出ることができます。 この異議申出を行う場合、以下に宛てて提出して下さい。 【異議申出先】中之島貿易株式会社 人事部（大阪市北区中之島一丁目2番3号）		
10. 異議申出期限日 上記9. の異議申出の期限日は、平成 30 年 8 月 16 日です。		

\*厚労省・都道府県労働局・前掲（注74）所掲【参考様式2】他を参考に作成



【資料17】会社法・労働承継法関連のスケジュールの例

\*株主総会招集通知の発出期限を原則通り会日（ここでは8月24日）の「2週間前まで」（会社法299条1項）に設定している取締役会設置会社の場合の例

日付	会社法上の手続			労働契約承継法などの手続	
	機関決定など	分割計画など	その他	2条の通知	その他
ex.5月10日	取締役会 (会社分割の決定)				
		分割計画 作成開始	分割計画での取扱 などを十分説明	5条協議までに開始（必要 に応じて複数回協議）	
ex.6月21日					7条措置開始
ex.6月28日			労働者の希望も盛り 込んで一旦確定		5条協議開始
ex.7月17日		分割計画書 作成完了		通知期限日までに開始。但し、 個々の労働者との協議を 尽くせるよう、余裕のある 期日設定が必要	
ex.7月18日	取締役会 (分割計画承認・ 株主総会招集)		①総会会日の2週間前日、②債権者の異議申 述に関する公告日などの内、早い日から備置	①事前開示備置開始日または ②総会招集通知発出日等の何 れか早い日が「望ましい」	
ex.8月1日		事前開示書類 備置開始	新設分割 の公告	通知日	
ex.8月2日			現会社法上は総会決議との先後関 係は不問なので、決議前に「承認 決議が出る予定」として公告可		通知の到達日
8月9日	総会招集通知 発出期限		承認株主総会会日の2週間前 の日の前日まで	通知期限日	13日以上 異議申出 期限
8月10日	2週間			期限日の翌日	
ex.8月16日					
8月23日			債権者異議 申述期間 (1ヶ月以上)	総会の前日	
8月24日	株主総会 (分割の承認決議)				通知期限日の 翌日から総会 の前日までの 期間内に設定
ex.8月28日		反対株主の株式買 取請求権行使期間 などを考慮して予 定を組まなくては ならない。	反対株主への 通知 (or 公告)	総会に先立って分割に反対の 旨を通知し、且つ、総会にお いて反対した株主等がある場 合、総会から2週間以内に	
			反対株主の 株式買取請求権 行使期間 (通知 or 公告 から20日以内)		
ex.9月21日	分割の登記	事後開示書類備置開始 (6ヶ月間)	設立会社の成 立後遅滞なく 開始	分割の効力発生日	労働契約承継の効力発生

\*上記は債権者に対する分割公告を事前開示開始日と同時に掲載した場合の例。承認総会が定時総会で、同総会で計算書類等の承認も受けなくてはならない場合、総会による承認前の決算の掲載を認めない官報代理店（「官報販売所」）もあるので、その場合、総会前に分割公告を掲載することは（最終のBS要旨を掲載できないことから）実際には困難となりうる点、注意。（尚、前掲【資料1】～【資料16】は総会後に債権者向け分割公告を行い、10月1日に登記した場合の例であり、本スケジュールとは若干異なっている。）